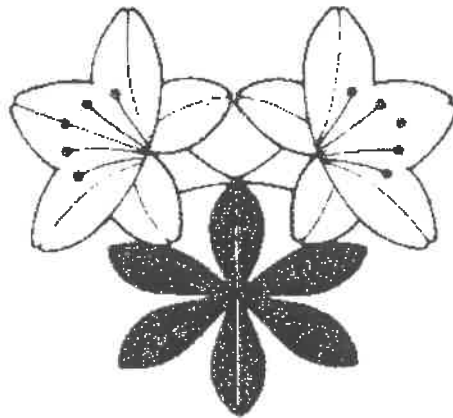


令和元年度

(2019年度)

愛護活動概要



伊丹市立少年愛護センター

は じ め に

平素より、青少年の健全育成に深いご理解と格別のご支援ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、令和2年度は、これまで誰もが経験したことのない異例のスタートとなりました。学校は約3ヶ月に及ぶ休校を経て、6月から再開されましたが、この間の臨時休校が子ども達に与えた影響は計り知れないものがあります。アンケート調査の結果によりますと、生活習慣の乱れや学習意欲の低下が表れています。これらは、学校だけで解決されるものではなく、家庭や地域の協力の下、社会総がかりで対応していかなければならない課題だと考えます。

当センターにも学校が再開された6月以降、保護者や子どもの悩み相談電話にいじめや不登校などの相談が多数寄せられるようになりました。SNSの普及により、子どもを取り巻く環境はますます見えにくくなってきております。いかに大人が子どもの悩みに気づき、寄り添えるかが重要です。まず、大人が子どもの声に耳を傾け、最後まで関わり続けることです。令和元年度において、街頭補導では、延べ15,000人に声かけを行い、子ども達との良好な関係づくりに積極的に取り組みました。この一人一人への声かけが子どもとの信頼関係の構築において最も大切だと考えます。声をかけてくれ、話を聴いてくれる大人の存在が子ども達のSNSに走ってしまう現状から抜け出せる第一歩なのです。

少年愛護センターでは、子どもたちの安心安全な社会環境づくりを推進していくため、今後も関係機関・団体をはじめ多くの市民の皆様方と連携して諸事業に取り組んで参ります。

「愛護活動概要」は、少年愛護センターの活動をまとめたものです。ご一読いただき、今後の取組に役立てていただければ幸いです。

最後になりましたが、「愛護活動概要」の発行に際しまして、少年補導委員の方々や関係団体の皆様方にご協力いただきましたことをお礼申し上げます。

伊丹市立少年愛護センター

所長 秋山 宏之

目 次

I	伊丹市立少年愛護センター概要	1
II	伊丹市立少年愛護センター沿革	3
III	令和元年度 伊丹市立少年愛護センター事業内	6
IV	令和元年度 活動状況	
1.	行事の経過	8
2.	広報・啓発活動	13
(1)	センター通信・啓発チラシ等の配布	
(2)	広報車による啓発	
(3)	DVD・ビデオテープ等の貸し出し	
(4)	平成30年度「愛護活動概要」の配布	
(5)	その他	
3.	補導活動	15
(1)	街頭補導状況（17小学校区）	
(2)	特別街頭補導	
(3)	広域街頭補導	
4.	相談活動	19
(1)	電話相談	
(2)	来所相談	
(3)	メール相談	
(4)	合同教育相談	
(5)	少年進路相談	
5.	健全育成活動	26
(1)	学校補導連絡会	
(2)	愛護補導連絡会	
(3)	地区懇談会等への参加	
(4)	その他	
6.	環境浄化活動	31
(1)	有害環境の浄化	
(2)	「青少年を守る店」運動の推進	
(3)	環境実態調査の実施	
7.	研修活動	35
8.	阪神北少年サポートセンターの活動	37
V	少年補導委員手記	39
	伊丹市少年補導委員 天神川ブロック	

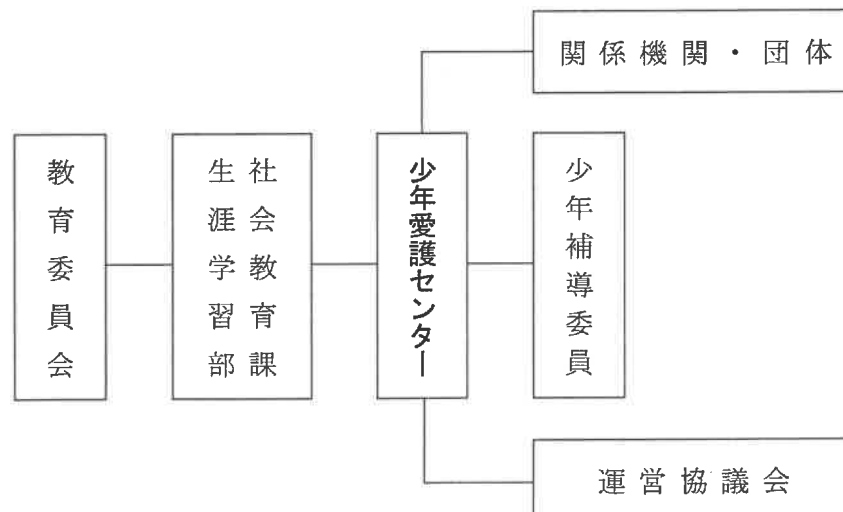
VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例	45
伊丹市立少年愛護センター条例施行規則	46
伊丹市少年補導委員要綱	47
伊丹市立少年愛護センター相談事業実施要綱	48
平成 31 年度伊丹市少年進路相談員制度要項	49
校外生活（長期休業中を含む）の申し合わせ事項	50
非行防止等啓発チラシ「見逃さないで子どものサイン」（カラー・A4）	51
「環境浄化・非行防止」ポスター「みんなでつもう非行の芽」（カラー・B3）	52
「なやみの相談」クリアファイル	53
「なやみの相談」手渡しカード、「青少年を守る店」協力店ステッカー	54
令和 2 年度からの相談に係る周知文書	55
家庭のしつけ 10 ポイント	56

I 伊丹市立少年愛護センター概要

1. 名 称 伊丹市立少年愛護センター
2. 設 立 年 月 日 昭和 38 年 9 月 5 日
3. 主 管 部 局 伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育課
4. 人 口 198,238 人（令和 2 年 4 月 1 日現在推計）
男子 95,754 人 女子 102,484 人
5. 青 少 年 人 口 34,471 人（18 才未満）（令和 2 年 4 月 1 日現在推計）
男子 17,422 人 女子 17,049 人
6. 市 域 面 積 25.09 k m²
7. 学 校 小学校 17 中学校 8 高等学校 5（県立 4・市立 1）
特別支援学校 3（県立 2・市立 1）
8. センター施設 併設
専用面積 58.56 m²（平成 17 年 12 月電話相談室増設）
平成 9 年 12 月 25 日 現在地に移転
伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
事務室（専用）
電話相談室（専用） 会議室他（共用）
平成 11 年 4 月 1 日、事務室を増設し、兵庫県警察本部阪神北少年サポートセンターを併置（13.20 m²）
（平成 12 年 3 月、阪神北少年サポートセンター、少年補導職員 1 名増員のため、事務室を修繕し、22.80 m²とする。平成 17 年 12 月相談室を含む、33.20 m²とする。）
9. 職 員 所長（専任）1 名 事務員（現職）1 名 社会教育指導員 3 名
事務補助 1 名 電話相談員 3 名
10. 運 営 協 議 会 協議会の委員は、教育委員会が委嘱、または任命する。（条例施行規則 2 条）
任期は 2 年 委員数 15 人以内
【内訳】
（1）関係行政機関の委員および職員
（2）関係団体の代表
（3）学校教育関係者
（4）学識経験者

11. 機 構



12. センターの
主 な 事 業
- (1) 広報・啓発活動
 - (2) 補導活動
 - (3) 相談活動
 - (4) 環境浄化活動
 - (5) 健全育成活動
 - (6) 研修活動
 - (7) 関係機関および団体との連絡協調に関すること
 - (8) その他教育委員会が必要と認める事業
13. 少年補導委員
- 少年補導委員は、伊丹市少年補導委員要綱にもとづき、運営協議会の推薦により市長が委嘱する。自治会・民生委員児童委員・保護司より134名、中・高等学校生徒指導担当より9人、計143人で任期は2年、その職務は次のとおりとする。
- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること
 - (2) 情報資料の収集報告に関すること
 - (3) その他青少年の非行に必要な業務に関すること

少年補導委員ブロック別人数

(令和2年3月末現在)

ブロック 内訳	伊 丹	稲 野	南	神 津	緑 丘	桜 台	天神 川	笹 原	瑞 穂	有 岡	花 里	昆 陽 里	摂 陽	鈴 原	荻 野	池 尻	鴻 池	計 (人)
男(人)	4	5	2	3	7	8	7	5	6	5	2	2	7	6	0	4	2	75
女(人)	7	5	8	2	1	0	3	5	2	2	5	4	0	0	8	3	3	59
計(人)	11	10	10	5	8	8	10	10	8	7	7	6	7	6	8	7	6	134

伊丹市少年補導委員活動地域



Ⅱ 伊丹市立少年愛護センター沿革

- 昭和38. 9 伊丹市少年補導所を開設。民生部の所管とし、事務所を伊丹市悠紀町 588 番地に置く。所長、職員 3 名、警察官 1 名配置。
39. 10 運営協議会設置要綱の制定。
39. 11 総理府より国庫補助対象の指定を受ける。
少年補導所規則の改正。
少年補導委員設置要綱の制定。少年補導委員の定員は 100 人以内、任期 1 年。
40. 9 少年補導センター運営要綱の制定。
少年補導センター補助金交付要綱の制定。
40. 7 庁舎を伊丹字西ノ町 496 番地に移転。
41. 4 伊丹市少年補導所の名称を伊丹市立少年愛護センターと改称。
教育委員会の所管とし、青少年課長が所長を兼務。職員 1 名増員。
41. 5 少年愛護センターの設置規則の制定。
41. 11 伊丹市少年補導協会創立。
42. 4 少年補導委員の業務上の障害補償制度を実施。
43. 3 青少年課長の所長兼務を解き、専任の所長を置く。
43. 6 有害図書回収用白ポスト設置開始。
45. 4 少年補導委員の任期を、従来の 1 年から 2 年に改める。
指導主事 1 名配置され、職員 6 名となる。
45. 11 青少年課長が所長兼務となる。
46. 5 運営委員を 1 名、保護司より委嘱、14 名となる。
47. 4 少年補導委員の定員を 150 人以内に増員。
48. 4 指導主事 1 名減員。
49. 11 伊丹市立少年愛護センター条例の制定。
庁舎を伊丹市伊丹字溝口 70 番地（旧税務署跡）に移転。
補導委員制度発足 10 周年記念式典挙行。
49. 12 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則制定。
51. 2 住居表示変更により、伊丹市宮ノ前 1 丁目 1 番 30 号となる。
51. 3 少年補導委員の定員を 160 人以内に増員。
53. 7 非行防止「少年を守る店」指定。
54. 3 悩みの電話相談を受け始める。
54. 4 指導員 1 名増員。
55. 11 移動センターとして毎月 2 地区開設。
56. 4 青少年悩みの電話相談開設、相談員 1 名配置。
58. 4 すこやかテレフォン開設、相談員（民間より）3 名委嘱。
59. 7 伊丹市青少年を守る店連絡協議会創立。
61. 3 庁舎を伊丹市御願塚 6 丁目 1 番 1 号に移転。
61. 4 伊丹市立少年愛護センター開所式。
62. 1 伊丹市少年補導協会創立 20 周年記念式典挙行。
63. 4 事務吏員 1 名増員、指導員 1 名減員。
- 平成元. 4 指導主事 1 名配置、事務吏員 1 名減員。
「センター通信」1 号発行。

- 2. 4 少年進路相談員制度開設。
- 3. 4 少年進路相談員制度全中学校区に開設。
- 4. 4 事務補助 1 名置く。
- 4. 5 青少年育成環境浄化ローラー作戦の活動開始。
伊丹市少年補導協会創立 25 周年記念式典挙行。
- 4. 11 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則一部改正による付則 3 追記。
- 5. 5 地域巡回による有害広告点検活動開始。
- 5. 7 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
- 6. 5 伊丹市少年補導協会の名称を伊丹市少年育成協会と改称。
- 6. 10 伊丹市において第 27 回兵庫県青少年補導委員研修会開催。
- 6. 11 伊丹市において四市合同広域補導研修会開催。
- 7. 1 阪神淡路大震災発生。
- 7. 4 伊丹市少年補導委員制度 30 周年記念功労賞受賞式開催。
- 7. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会開催。
- 8. 8 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
- 9. 6 指導員 1 名増員。
- 9. 8 ツーショットダイヤルカード自動販売機撤去要請活動行動計画の策定と市民運動の展開。法・条例の規定整備の意見書を内閣・知事宛に送付。
- 9. 12 伊丹市立少年愛護センター電話相談事業相談員要綱を制定。相談員として、教育関係 2 名、福祉関係 1 名に委嘱状交付。
関係機関との連携強化を図るため、伊丹市千僧 1 丁目 1 番地(伊丹市立総合教育・少年愛護センター3 階)に移転。位置変更のため伊丹市立少年愛護センター条例を改正。
- 10. 4 指導員 1 名減員。
- 10. 4 伊丹市少年補導委員連合会会則の一部が改正され、顧問がおかれる。
- 10. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを展開、麻薬・覚せい剤乱用防止センターからキャラバンカーを招致、CATV・FMいたみ等で啓発。
- 10. 9 青少年の非行化防止と健全育成を一層充実するため、市長・教育長・少年補導委員連合会会長の陳述書を添え、少年補導所設置と常駐警察官配置方を兵庫県警察本部に願ひ出る。
- 11. 3 少年補導所の誘致がなり、事務室を増設。
- 11. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所(少年サポートセンター)を併置。2 名の警察官、3 名の補導職員(認定心理士)が配置される。また、管轄の 3 市 1 町(伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)の教育長が招待され開所式が行われる。
- 11. 5 平成 11 年度、兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を伊丹市で開く。
- 11. 5 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則の一部を改正し、運営協議会委員の選出区分別の人数規定を解く。
- 11. 6 指導員 1 名退職、指導員 1 名配置。
- 11. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを阪急伊丹駅にて 3 日間開催。
兵庫県警察本部「薬物乱用防止広報車」の公開、広報伊丹、CATV、パンフレット配布等で広報、啓発を実施。
- 11. 9 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。

- 11. 11 伊丹市立少年愛護センター・阪神北少年補導所のインターネットホームページを開設。
- 12. 4 市の組織変更のため、青少年課少年愛護センターと改称。
- 13. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所に少年補導職員 1 名増員。事務室増設。
- 13. 12 「未成年者飲酒防止」キャンペーン実施。
- 14. 1 伊丹市少年育成協会創立 35 周年記念式典挙行。
- 14. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
- 14. 8 伊丹市において三市(伊丹市・宝塚市・川西市)合同広域補導研修会開催。
- 14. 10 伊丹市において阪神地区青少年健全育成大会兼青少年育成運動推進員研修会開催。
- 14. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
- 15. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
- 16. 6 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会(所長会)開催。
- 16. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。
- 17. 11 伊丹市少年補導委員実務研修会に阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会を兼ねて実施。
- 17. 12 電話相談室を開設。
- 17. 12 兵庫県警察本部少年課阪神北少年サポートセンター相談室増設。
- 18. 4 市の組織変更のため、社会教育課少年愛護センターと改称。
- 19. 4 指導員 1 名増員。
- 19. 7 夜間(午後 9 時以降)特別補導実施(夏・冬)。
- 20. 10 伊丹市において第 41 回兵庫県青少年補導委員大会・研修会を開催。
- 21. 5 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を開催。
- 21. 10 伊丹市において阪神 7 市 1 町合同補導委員研修会を開催。
- 22. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
- 22. 10 イオンモール伊丹周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
- 23. 7 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」横断幕を JR 伊丹駅前、阪急伊丹駅前に 1 ヶ月間設置。
- 23. 11 「子ども・若者育成支援強調月間」横断幕を阪急伊丹駅前東西 2 箇所に 1 ヶ月間設置。
- 25. 1 イオンモール伊丹昆陽周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
- 28. 10 伊丹市少年補導委員隣接ブロック合同補導実施。
- 29. 7 地域声かけ・見守りネットワーク事業実施。
- 30. 4 事務職員(再任用) 1 名減
- 30. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。

Ⅲ 令和元年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容

事業名	事業目的	事業内容
広報啓発活動	青少年問題について広く市民へ周知し健全育成・非行防止への関心と意識をたかめる。	①「少年を守る日」の広報車による啓発 （毎月10日 各小学校区 年間34回） ②「少年を守る日」の懸垂幕・のぼりによる啓発（毎月10日） ③広報紙「センター通信」の発行（月1回）、ホームページ掲載 ④手渡しカードによる啓発 ⑤非行防止、薬物乱用防止、健全育成、電話相談等の啓発チラシ、ポスターの作成、配布及び掲示 ⑥DVD等、視聴覚教材の活用による啓発 ⑦「愛護活動概要」の発行（年1回） ⑧危険ドラッグ・大麻・覚醒剤等薬物乱用防止運動の実施 ⑨スマートフォン・携帯電話に関する問題についての啓発 ⑩青少年を守り育てる県民スクラム運動の推進 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月） 「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に看板・横断幕による啓発
補導活動	地域の子どもは地域で守り育てるために、少年とのふれあいを大切にした街頭補導の充実を図る。	①地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」の推進 ・「少年を守る日」の一斉街頭補導（毎月10日） ・地区別街頭補導（月4回程度 各小学校区） ・近隣ブロック合同補導（9月～11月） ②特別補導（毎月繁華街補導、量販店内補導） ③広域補導（宝塚市、川西市との合同補導・情報交換） ④PTA連合会主催の全市一斉愛護パトロール（夏季・冬季）への協力 ⑤学校・PTA・警察・阪神北少年サポートセンターなど関係機関・団体との連携による問題行動の未然防止 ⑥少年補導委員活動のPR
相談活動	学校および相談機関との連携を密にし、個々に応じた相談活動を充実する。	①子どもと保護者のなやみの相談 ・電話相談（月～金曜日 10:00～19:00 ※水曜日のみ～17:30 土曜日 13:00～17:00） ・来所相談（月～金曜日 10:00～17:00） 継続相談の強化 ・メール相談（随時） ②少年進路相談員制度の充実 ・早期離職、退学の防止、進路変更等への適切な進路相談 ・公共職業安定所、学校、家庭、少年補導委員との連携 ・高校訪問の充実 ・ケース研究の実施 ③アウトリーチ型相談活動の検討・試行

事業名	事業目的	事業内容
健全育成活動	学校や関係機関および地域の青少年育成団体などと連携して、地域ぐるみの愛護活動をすすめる。	①愛護補導連絡会の開催（年３回） ・小学校、ＰＴＡ、少年補導委員、阪神北少年サポートセンター、主任児童委員、量販店等による情報交換 ②学校補導連絡会の開催（年２回） ・中学校、ＰＴＡ、少年補導委員、保護司、主任児童委員、阪神北少年サポートセンター、少年進路相談員等による情報交換 ③地区懇談会や地域行事への参加 ④少年補導委員連合会、少年育成協会、青少年を守る店連絡協議会と連携した地域ぐるみの健全育成活動
環境浄化活動	兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえて、市民の理解と協力のもと、青少年にとって有害な環境の浄化を推進する。	①有害環境総点検活動の実施（１１月～１２月） ・市民と協働して、有害環境の改善に努める ・有害環境に負けない少年の育成に努める ②有害図書追放「白ポスト」運動の推進 ・白ポストによる有害図書類の回収（月１回） ③危険ドラッグ等の薬物及び有害図書、タバコ、刃物等の取扱業者・販売店に対する管理の徹底、青少年への販売自粛依頼 ④青少年の蛸集場所や危険箇所の解消 ⑤４６５店の「青少年を守る店」協力店との連携による万引き等初発型非行防止の推進
研修活動	現況の少年問題に対応した研修を実施し、少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努める。	①少年補導委員研修会（年３回 全体８月、実務１１月、人権１２月） ②少年進路相談員研修会（年３回 ８月、１０月、１２月） ③少年育成協会研修会（５月） ④青少年を守る店連絡協議会研修会（６月） ⑤青少年健全育成研修会（１１月） ⑥阪神地区、県等が主催する研修会への参加 ⑦少年補導委員管外研修
いじめ問題への対応	いじめ問題の状況を的確にとらえ積極的に問題解決に取り組む。	①相談活動の充実、関係機関との連携 ②「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」「伊丹市いじめ防止対策審議会」「伊丹市青少年問題協議会」との連携 ③学校訪問による状況把握

Ⅳ 令和元年度 活動状況

1. 行事の経過

(1) 補導関係 ※一斉補導は、職員参加地区のみ記載

月	日	曜	行 事	場 所
4	10	水	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 笹原・瑞穂・桜台地区 (一斉補導) 有岡・摂陽地区
5	10	金	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 伊丹・有岡・荻野地区 (一斉補導) 鈴原地区
6	10	月	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 昆陽里・摂陽・池尻地区 (一斉補導) 天神川地区
7	10	水	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 伊丹・鴻池・花里地区 (一斉補導) 笹原・昆陽里地区
7	10	水	夏季市内一斉愛護パトロール	市内全域
7	25	木	宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹昆陽
8	9	金	少年を守る日 市内広報	(市内広報) 天神川・鈴原地区
8	22	木	三市(伊丹市・宝塚市・川西市) 合同補導	川西能勢口駅およびその周辺
9	10	火	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 神津・緑丘・南地区 (一斉補導) 瑞穂・伊丹地区
9	26	木	川西市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹
10	10	木	市内広報・一斉補導	(市内広報) 昆陽里・有岡・稲野地区 (一斉補導) 南・花里地区
11	8	金	市内広報・一斉補導	(市内広報) 花里・笹原・鴻池地区 (一斉補導) 稲野・緑丘地区
12	10	火	市内広報・一斉補導	(市内広報) 桜台・南地区 (一斉補導) 神津地区
12	12	木	冬季市内一斉愛護パトロール	市内全域
1	10	金	市内広報・一斉補導	(市内広報) 天神川・稲野・鈴原地区 (一斉補導) 池尻地区
2	10	月	市内広報・一斉補導	(市内広報) 緑丘・荻野・摂陽地区 (一斉補導) 桜台地区
3	10	火	市内広報・一斉補導	(市内広報) 池尻・神津・瑞穂地区 (一斉補導) 鴻池・荻野地区

※繁華街特別補導担当地区（イオン伊丹：イオンモール伊丹、イオン昆陽：イオンモール伊丹昆陽）

月	担当ブロック（場所）
4	
5	昆陽里（イオン昆陽）・花里（イオン伊丹）
6	南（イオン昆陽）
7	神津（イオン昆陽）・摂陽（イオン伊丹）
8	稲野（イオン伊丹）・緑丘（イオン昆陽）
9	鴻池（イオン昆陽）・有岡（イオン伊丹）

月	担当ブロック（場所）
10	笹原（イオン伊丹）・鈴原（イオン昆陽）
11	伊丹（イオン伊丹）・荻野（イオン昆陽）
12	天神川（イオン昆陽）
1	瑞穂（イオン伊丹）
2	池尻（イオン昆陽）
3	桜台（イオン昆陽）

（２）伊丹市少年補導委員連合会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	4	木	少年補導委員連合会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	5	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
4	24	水	少年補導委員連合会総会	伊丹市立総合教育センター研修室
5	8	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
6	7	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
7	5	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
7	18	木	少年補導委員正副理事管外研修	滋賀県大津少年センター
8	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
8	26	月	少年補導委員全体研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
9	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
10	7	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	18	月	少年補導委員実務研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
11	20 21	水 木	少年補導委員管外研修	舞鶴少年補導センター 人道の港敦賀ミュージウム
12	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
12	18	水	少年補導委員人権全体研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
1	7	火	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
2	7	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
3	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室

(3) 伊丹市少年育成協会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	5	金	少年育成協会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	15	月	第1回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター講座室
5	16	木	少年育成協会総会・全体研修会	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）
10	18	金	第2回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター多目的室
2	8	土	平成31年新年交歓会（中止）	伊丹市立産業・情報センター（マルチメディアホール）

(4) 伊丹市青少年を守る店連絡協議会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	8	月	青少年を守る店連絡協議会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
5	21	火	第1回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター多目的室
6	21	金	青少年を守る店連絡協議会総会・研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
10	24	木	第2回青少年を守る店連絡協議会役員会 ・量販店部会	伊丹市立総合教育センター多目的室
11	11	月	青少年健全育成研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
2	17	月	第3回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター講座室

(5) 青少年健全育成関係

◆ 愛護補導連絡会

	学 校 名	開 催 日	場 所
第1回	[全体会]	6 月 13 日 (木)	伊丹市立総合教育センター研修室
第2回	伊丹小学校	10 月 17 日 (木)	会議室
	稲野小学校	9 月 11 日 (水)	稲小ホール
	南小学校	9 月 13 日 (金)	なかよしルーム
	神津小学校	9 月 20 日 (金)	多目的室
	緑丘小学校	11 月 8 日 (金)	多目的室
	桜台小学校	9 月 13 日 (金)	会議室
	天神川小学校	10 月 18 日 (金)	多目的室
	笹原小学校	9 月 12 日 (木)	多目的室
	瑞穂小学校	9 月 12 日 (木)	多目的室
	有岡小学校	10 月 25 日 (金)	有っ子ホール
	花里小学校	10 月 9 日 (水)	花里ホール
	昆陽里小学校	9 月 18 日 (水)	ふれあいルーム
	摂陽小学校	10 月 15 日 (火)	ふれあいルーム
	鈴原小学校	10 月 15 日 (火)	りんりんホール
	荻野小学校	9 月 4 日 (水)	多目的室
	池尻小学校	10 月 23 日 (水)	多目的室
	鴻池小学校	10 月 11 日 (金)	ランチルーム
第3回	[全体研修会]	2 月 20 日 (木)	伊丹市立総合教育センター研修室

◆ 学校補導連絡会

学校名	開催日	場所	学校名	開催日	場所
東中学校	6月4日(火)	図書室	天王寺川中学校	6月18日(火)	会議室
	11月19日(火)	図書室		11月18日(月)	会議室
西中学校	6月11日(火)	第2理科室	松崎中学校	6月11日(火)	会議室
	11月15日(金)	第2理科室		10月30日(水)	会議室
南中学校	6月10日(月)	会議室	荒牧中学校	6月12日(水)	会議室
	10月15日(火)	会議室		10月3日(木)	会議室
北中学校	6月3日(月)	会議室	笹原中学校	6月7日(金)	会議室
	10月15日(火)	会議室		10月28日(月)	会議室

◆ 地区懇談会等

桜台地区「地域ボランティア」情報交換会	4月6日(土)	桜台小会議室
コミュニティ笹原協議会総会	5月2日(木)	ラストホール
荻野小少年補導委員を囲む会	5月28日(火)	荻野小多目的室
鈴原小愛護りんりん連絡会	6月14日(金)	鈴原小りんりんホール
南小愛護部合同地区懇談会	6月21日(金)	南小なかよしルーム
天神川小地区懇談会	7月9日(火)	天神川小PTA会議室
鈴原小愛護りんりん連絡会	10月15日(火)	鈴原小りんりんホール
天王寺川中学校	11月10日(日)	天中体育館・校庭
鈴原小愛護りんりん連絡会	2月12日(水)	鈴原小りんりんホール

(6) 伊丹市立少年愛護センター運営協議会 会場：伊丹市立総合教育センター2階研修室

① 7月17日(水)	② 3月23日(月)
------------	------------

(7) 伊丹市少年進路相談員連絡会

① 4月16日(火)	⑤ 10月9日(水) 高校訪問 兵庫県立阪神昆陽高等学校	⑪ 12月11日(水) 研修会
② 5月14日(火) 研修会	⑦ 10月17日(木) 管外研修 尼崎市立琴ノ浦高等学校	⑫ 1月15日(水)
③ 6月11日(火)	⑧ 10月28日(月) 高校訪問 兵庫県立宝塚東高等学校	⑬ 2月18日(火)
④ 7月16日(火) 研修会	⑨ 11月12日(火)	⑭ 3月11日(水)
⑤ 9月10日(火) 研修会	⑩ 11月20日(水) 高校訪問 兵庫県立武庫之荘総合高等学校	

(8) 有害図書回収 市内16ヶ所 12回実施

① 4月22日(月)	⑤ 8月26日(月)	⑨ 12月23日(月)
② 5月27日(月)	⑥ 9月27日(金)	⑩ 1月27日(月)
③ 6月24日(月)	⑦ 10月25日(金)	⑪ 2月24日(月)
④ 7月26日(金)	⑧ 11月25日(月)	⑫ 3月27日(金)

(9) その他

月	日	曜	行 事	場 所
随 時			地区別街頭補導	各小学校区
			中学校区補導	各中学校区
			来所相談	少年愛護センター
			なやみの電話相談	少年愛護センター

(10) 隣接市・阪神・県・近畿関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	16	火	青少年補導センター連絡会議	兵庫県立のじぎく会館
5	10	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会	豊岡市役所
5	10	金	兵庫県青少年補導委員連合会総会	豊岡市役所
6	7	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	赤穂市民会館
6	14	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会・総会	猪名川町役場
6	19	水	第 64 回阪神地区青少年補導センター連絡会	川西市キセラ川西プラザ
7	12	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会	猪名川町文化体育館
7	26	金	兵庫県青少年補導センター所長一日研修	神戸市立青少年補導センター
8	30	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	西脇市茜が丘複合施設みらいえ
9	12	木	伊丹市・尼崎市中学校生徒指導連絡会	尼崎市立教育総合センター
9	26	木	伊丹市・川西市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹
10	25	金	近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会・研修会	天理市文化センター
10	29	火	第 52 回兵庫県青少年補導委員大会・研修会	明石市立西部市民会館
11	22	金	県補導センター・県補連 所長・会長一日研修	兵庫県立神出学園
2	4	金	兵庫県青少年補導委員連合会会長会	加古川市立青少年女性センター
2	13	木	阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会	猪名川町文化体育館
2	14	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	神戸市立青少年補導センター
2	14	金	青少年補導センター所長研修会	神戸市立青少年補導センター

2. 広報・啓発活動

(1) センター通信の配布

センター通信は、第一面に関係機関・団体や市内の高校生に依頼した青少年の非行防止及び健全育成に関する寄稿を掲載している。毎月、様々な分野で活躍されている方から幅広い視野で見た内容となっている。第二面には、毎月、少年補導委員から提出される補導活動報告書を集計した補導件数や特徴をまとめたもの、兵庫県警察本部から配信される防犯メールの内容及び少年愛護センターに寄せられる情報などをまとめて掲載し、地域に向けて防犯意識の高揚を図っている。

A4用紙（両面印刷）で、毎月、約5,500部印刷し、警察、各小・中・特別支援・高等学校及び、各PTA、市内全自治会に配布するとともに、各種会合等で参加者に配布した。（庁内はLANにて配信）

令和元年度分 361号から372号の主な内容は以下のとおりである。

① 第一面

NO. 361(4月号)	「まちぐるみ みんなでかけよう 愛の一声」	伊丹市立少年愛護センター所長	上田 誠司
NO. 362(5月号)	子どもたちのSOSをキャッチできるネットワークの一員として	伊丹市教育委員会事務局学校指導課 スクールソーシャルワーカー	平野 智子
NO. 363(6月号)	あいさつの大切さ	伊丹市立摂陽小学校校長	松山 和久
NO. 364(7月号)	少年の健全育成活動について	伊丹警察署署長	橋詰 英夫
NO. 365(8月号)	共鳴しあい子どもと共に成長するPTA	伊丹市PTA連合会会長	伊藤 文吾
NO. 366(9月号)	子どもたちの安心で安全な生活を目指して	伊丹市教育委員会事務局学校指導課 生徒指導担当指導主事	竹内 善一
NO. 367(10月号)	防災ジュニアリーダー育成合宿を通して学んだこと	兵庫県立阪神昆陽高等学校ボランティア部	積 萌望
NO. 368(11月号)	スクールカウンセラーの新しい仕事	兵庫県教育委員会・伊丹市教育委員会 スクールカウンセラー	福島美由紀
NO. 369(12月号)	部活動を通じた生徒指導	伊丹市立天王寺川中学校生徒指導主事	上田 晃
NO. 370(1月号)	『あげる』責任	令和2年伊丹市二十歳の祝典実行委員会委員長	成瀬 勇
NO. 371(2月号)	子どもたちのために地域が出来ること	伊丹市民生委員児童委員連合会主任児童委員	長澤 明美
NO. 372(3月号)	『天地人』	伊丹市立荒牧中学校校長	難波 重之

② 第二面

毎月、その時々の特ピックスで大部分を占めるようにし、諸集計（補導件数、相談件数、白ポスト回収状況）は継続的に掲載している。また、第一面と同じように二色刷りを取り入れている。

(2) 啓発チラシ等の配布

啓発用チラシは、小・中学生を通じてその全家庭に配布したり、諸会合の資料として活用した。また、ポスターを市内掲示板に掲示し、より多くの市民に啓発した。

令和元年度に配布または掲示したものは、次のようなものである。

- ・非行防止等啓発チラシ ----- 6月 13,000枚
配布先：小5年～中3年、量販店、守る店協力店
- ・「環境浄化・非行防止」ポスター作成配布 ----- 8月～9月 430枚
配布先：小・中・特別支援学校および市内5高校、量販店、伊丹遊技業組合
各自治会、市役所、市教委関係機関、守る店協力店、警察署、防犯協会等

・「なやみの相談」クリアファイル -----	9月	9,540枚
配布先：小1年・5年、特別支援学校、中学校全学年		
・「なやみの相談」カード -----	9月	7,650枚
配布先：小2年・3年・4年・6年		
・「広報啓発用手渡しカード（自転車もルールを守ろう）」 -----	10月	2,700枚
配布先：市民		
・少年愛護センターリーフレット -----	通年	2,000枚
配布先：少年補導委員、他市補導センター等		

（３）広報車による啓発

毎月10日に広報車で青少年の非行防止と健全育成を啓発するメッセージを流しながら巡回し、青少年の健全育成・非行防止等について市民の理解と協力を呼びかけるとともに、電話や来所による相談についての広報を行った。

令和元年度は、各小学校ブロックごとに年間2回ずつ、センター職員と当該ブロックの少年補導委員が巡回し、広報活動を行った。

（４）DVD・ビデオテープ等の貸し出し

当センターの業務の一環として、青少年の健全育成・非行防止関係のDVD・ビデオテープを用意している。学校での生徒指導（薬物乱用教室、情報モラル教室等）や地区懇談会、愛護補導連絡会等にも活用されている。

また、利用状況調査からみると、令和元年度は延べ18回、5,832人に視聴された。活用された主なものは、「今すぐ防げ！大麻汚染～最初の一回が人生を狂わせた～」 「ドラッグの悲劇～脱法ハーブが奪った未来～」 「安全な自転車のルール～事故の加害者にならないために～」等である。

（５）平成30年度「愛護活動概要」の配布

平成30年度「愛護活動概要」を650部作成し、小・中・特別支援学校および市内5高校、少年進路相談員、少年補導委員、市教委関係、警察署、防犯協会、少年育成協会会員、他市町の各補導センターに配布した。

（６）その他

横断幕等による啓発

- ・7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。
- ・11月の「子供・若者育成支援強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。

3. 補導活動

(1) 街頭補導状況 (17 小学校区)

※ [] 内は前年同期

市内 134 名の少年補導委員で、小学校区ごとに毎月 4 回、補導活動を実施している。幼児から高校生までの少年だけでなく、大人に対しても声かけやあいさつ等を積極的に行っている。

【声かけ・会話・あいさつ】 43,154人 [47,043人] -3,889人

「声かけ・会話等」はやや増加しているが、「あいさつ」は減少している。猛暑の時期はともかく、過ごしやすい気候になっても限られた公園以外で子どもの姿はあまりみかけないという報告が多かった。子どもたちとの出会いそのものが減りつつある。

【遊びに関すること】 124人 [119人] +5人

昨年度と比較するとほぼ変わらない。上記同様、公園等で遊ぶ子どもの姿が減っている。「その他」の内容は、木登り、川遊び、路上遊び等危険な遊び等に対する声かけである。また、公園での迷惑行為はサッカーなどのボール遊びである。

【ぐ犯・不良行為】 15人 [42人] -27人

公園等での「夜遊び」に対する中・高校生への声かけのみである。

【交通に関すること】 1,009人 [1,454人] -445人

「無灯火」と「横隊通行」が大きく減少している。

例年どおり、大人の「無灯火」及び「信号無視」の占める割合が多い。少年補導委員が声かけしても無視されることが多いと聞いているが、人数はここ数年減少している。

「その他」で多いのは、スマホを操作しながらの歩行や自転車の運転である。非常に危険を感じたという報告も多くあがっている。自転車レーンの逆走同様、何らかの手立てが必要である。

令和元年度 補導活動集計

(学職別)

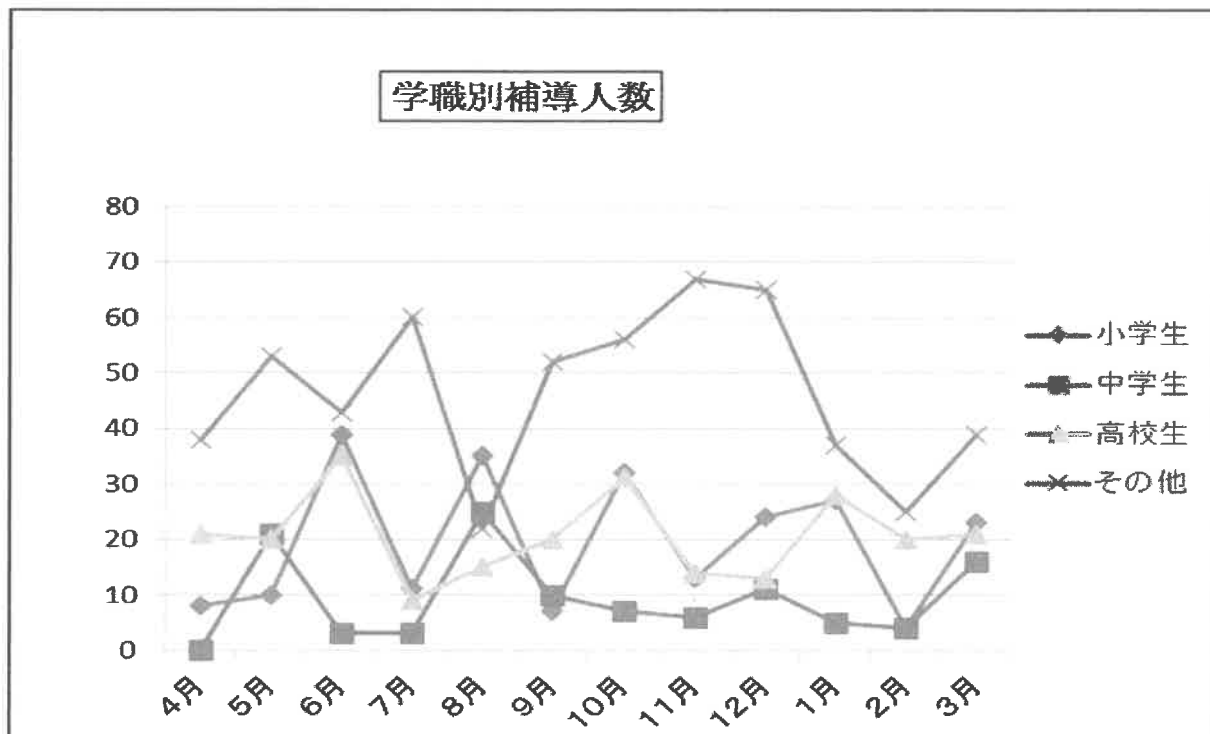
(平成31年4月～令和2年3月)

種別 \ 学職別		幼小	中	高他	大人	合計	(前年度)
声かけ・会話等		10,068	1,050	605	3,305	15,028	(13,458)
		(8,798)	(1,056)	(718)	(2,886)	(13,458)	
あいさつ		15,721	2,631	1,880	7,894	28,126	(33,585)
		(19,356)	(4,272)	(2,806)	(7,151)	(33,585)	
遊びに関する事 こと	火遊び(花火等)	0	0	0	0	0	(5)
	公園、店等での	24	10	8	2	44	(18)
	ゲームセンター	0	0	0	0	0	(22)
	危険な遊び(エア	0	0	0	0	0	0
	その他	48	18	7	7	80	(74)
	計	72	28	15	9	124	(119)
		(53)	(19)	(27)	(20)	(119)	
ぐ 犯 ・ 不 良 行 為	喫煙	0	0	0	0	0	(1)
	シンナー・ボンド等	0	0	0	0	0	0
	夜遊び(午後8:00以降)	0	2	13	0	15	(33)
	飲酒	0	0	0	0	0	0
	けんか・乱暴	0	0	0	0	0	0
	怠学・怠業	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	(8)
	計	0	2	13	0	15	(42)
		(0)	(12)	(27)	(3)	(42)	
交 通 に 関 する 事 こ と	自転車二人乗り	14	14	44	42	114	(90)
	自転車無灯火	24	18	75	404	521	(752)
	信号無視	15	7	15	41	78	(100)
	横隊通行	72	33	47	21	173	(412)
	バイク等違反行為	0	0	2	5	7	(17)
	その他	36	9	36	35	116	(83)
	計	161	81	219	548	1,009	(1,454)
		(382)	(89)	(311)	(672)	(1,454)	
総 計		233	111	247	557	1,148	(1,615)
		(435)	(120)	(365)	(695)	(1,615)	

※高他…高校生、無職・有職少年など

()内は平成30年度同期

(単位:人)



(2) 特別街頭補導

通常 17 地区別街頭補導の他に、市内繁華街の補導と市内一斉補導活動や他市の団体との合同一斉補導の際には各ブロックで割り当てし補導を実施している。

- ・繁華街特別補導（J R伊丹駅周辺、イオンモール伊丹昆陽）
- ・全市一斉愛護パトロール（夏季） 令和元年 7 月 10 日（水）
- ・全市一斉愛護パトロール（冬季） 令和元年 12 月 12 日（木）

(3) 広域街頭補導

近隣市との合同補導

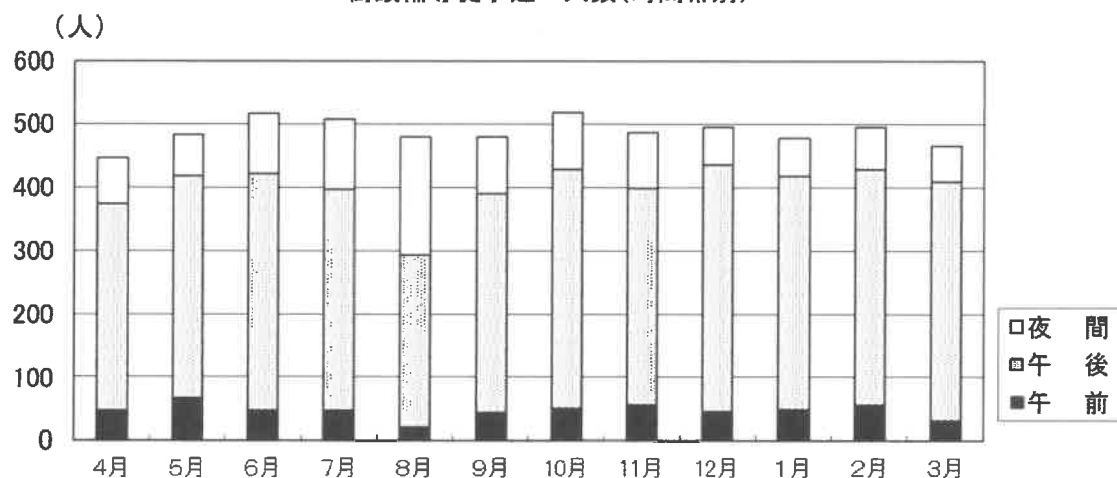
青少年のつながりが広域化しているため、近隣市との合同補導を 3 回実施した。

- ・三市（宝塚市・伊丹市・川西市）合同補導 川西能勢口駅周辺（川西市主催）
- ・宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導 イオンモール伊丹昆陽（伊丹市主催）
- ・川西市・伊丹市少年補導委員合同補導 J R伊丹駅周辺（伊丹市主催）

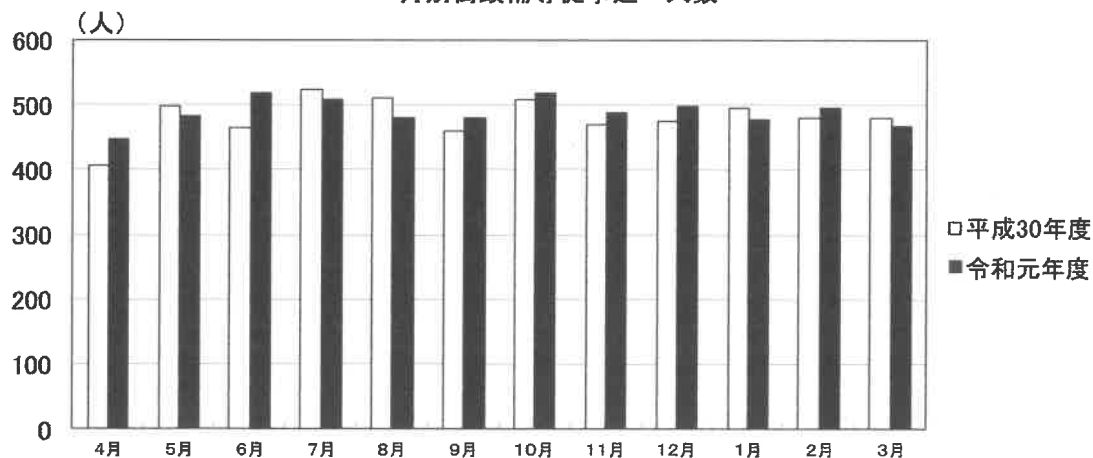
令和元年度 街頭補導従事延べ人数

				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(人)	R1年度
令和元年度	街頭補導従事延べ人数	午前		47	67	47	47	20	44	50	56	45	49	56	31	559	556
		午後		328	352	376	351	273	346	379	343	392	370	373	378	4,261	3,581
		夜間		72	64	95	110	187	90	90	89	60	59	67	58	1,041	1,156
		計		447	483	518	508	480	480	519	488	497	478	496	467	5,861	5,293
	補導回数(回)			117	139	139	119	116	129	128	134	151	135	135	131	1,573	1,412
平成30年度	補導委員従事人数			406	498	466	524	511	459	508	470	475	496	480	480	5,773	
	補導回数(回)			98	125	123	152	124	123	131	128	143	134	131	140	1,552	

街頭補導従事延べ人数(時間帯別)



月別街頭補導従事延べ人数



4. 相談活動

当センターでは、子どもに関する様々な悩みについて、電話・来所・メールによる相談を受け付けている。また、中学校を卒業した後の1年間は、少年進路相談員による進路相談を受け付けている。

(1) 電話相談

昭和53年3月から悩みの電話相談を受け始め、昭和56年4月「青少年悩みの電話相談」として正式に開設した。昭和58年4月からは県が「すこやかテレホン」を開設したが、平成9年から県・市統合の「なやみ電話相談」事業となり現在に至っている。匿名で青少年や児童生徒、また、その保護者等が電話で相談するものである。

① 実施の方法

○相談時間 月・火・木・金曜日…10:00～19:00 水曜日…10:00～17:30
土曜日…13:00～17:00

○相談担当者 少年愛護センター職員・電話相談員

② 傾向および課題

年間の相談件数は、95 件（昨年度 134 件）で昨年度より 39 件減少した。その内、青少年や児童に関する相談件数も 84 件（昨年 125 件）と、41 件減少している。電話相談では対応が難しく、相談者が了承される場合には来所相談につなげ対応を継続した。

○内容別状況

青少年や児童に関する相談の内容別では、「家庭・子育て」の相談が 45 件と最も多く、次いで、「その他」が 10 件、「学業・進路」が 9 件であった。

「いじめ」に関する相談は1件（昨年度2件）で、相談の程度や緊急性などを慎重に判断しながら相談にあたり、必要に応じた措置を講じた。

○対象者別状況

青少年や児童に関する相談の対象者別では、「小学生」が33件（昨年度 59件）と最も多く、次いで「中学生」が27件（昨年40件）、「幼児」が13件（昨年14件）、「高校生」が11件（昨年も同数の11件）であった。

不登校は6件であったが、その内訳は、「小学生」1件、「中学生」3件、「高校生」2件であった。原因について、いじめ等が絡んでいないか慎重に対応するよう心がけた。

○相談者別状況

「保護者」からの相談が 79 件（昨年度 122 件）で、相談者全体の約 83%と最も多い。

その内、母親からの相談が 75 件（約 95%）を占めており、母親が、家庭・子育て、子どもの友人関係や不登校についての悩みを一人で抱え込んでいる状況が窺えた。その都度相談者の話に傾聴し、共に考え、相談者自身が解決の糸口をつかめられるよう務めた。

○対象者の男女別割合

相談対象者を男女別にみると、男子が60%、女子が40%だった。その内、青少年外の相談を除いた子どもに関する相談は、男子が54件、女子が30件で男子が多かった。

○月別受理状況

夏休み期間中の８月が１５件と最多であった。次いで７月に１３件、４月に１０件を受理している。

電話相談 内容別状況

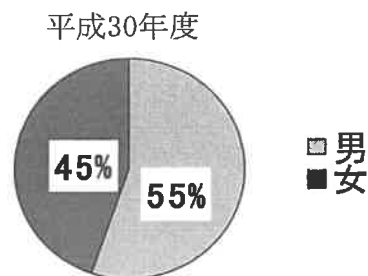
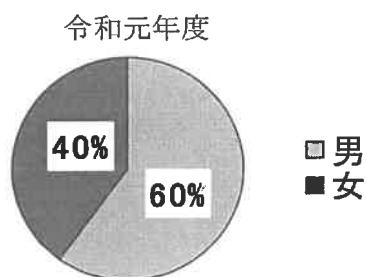
(件数)

内容 年度	いじめ	不登校	学業・進路	友人関係	家庭・子育て	心身の健康・保健	発達障害等	非行・不良行為	暴力行為	虐待	体罰	学校・教職員との関係	その他	合計
令和元年度	1	6	9	3	45	6	4	3	1	0	0	7	10	95

電話相談対象者・電話相談者別状況

対象者・相談者 学職別	相談対象者		相談者	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
幼 児	13	13	0	0
小 学 生	33	56	0	0
中 学 生	27	45	0	4
高 校 生	11	10	2	0
他青少年	0	1	0	0
保 護 者			79	122
そ の 他	11	9	14	8
合計 (件数)	95	134	95	134

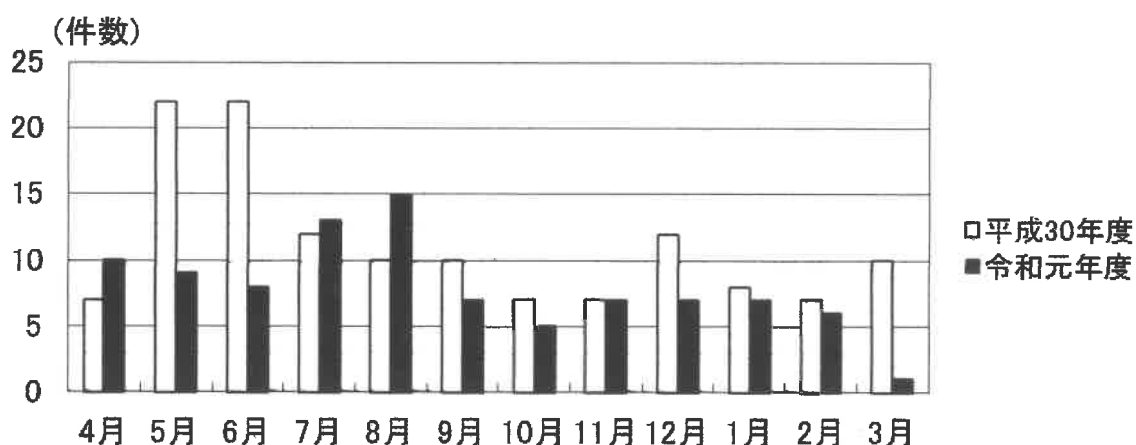
電話相談 対象者の男女別割合



電話相談 月別受理状況

(件数)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	10	9	8	13	15	7	5	7	7	7	6	1	95
平成30年度	7	22	22	12	10	10	7	7	12	8	7	10	134



2) 来所相談

来所相談は1回で終了するが多いが、状況に応じて継続して相談にあたる場合もある。

ケースによっては、こども福祉課、阪神北少年サポートセンターなどの関係機関と連携して進めている。

①実施の方法

○相談時間 …… 月曜日～金曜日 10:00～17:00

○相談担当者 … 少年愛護センター職員

②傾向および課題

平成30年度は、保護者や教師の単独の来所が多かったが、令和元年度は、保護者が対象となる子どもを伴って来所するケースが多かった。

○内容別状況

令和元年度は、来所による相談として15件（昨年度25件）を受理した。

相談内容として15件中5件が「不登校」で最も多く、次いで「家庭・子育て」と「学業・進路」が3件ずつであった。なお、「不登校」については昨年度（13件）より減少している。

相談内容としては、オンラインゲームへの依存による生活リズムの破綻、昼夜逆転の生活による不登校などである。オンラインゲームに関する相談が一番多く深刻であり、次いで金品持ち出しなど非行不良行為などの相談が目立った。いずれも、カウンセリング的な働きかけを続けながら根気よく指導にあたり、必要に応じて継続的な相談につなげ、学校や関係機関と連携しながら子どもの生活習慣や問題行動、親子関係等の改善に努めていきたい。

○対象者・相談者別状況

相談対象者は、「小学生」が9人と最も多く、次いで「中学生」が5人、「高校生」は1人であった。

相談者別では、保護者が15人と最も多かった。

○対象者の男女別割合

相談対象者の割合を男女別に見ると、男子が約67%、女子が約33%であった。

○月別受理状況

5月に2件、6月に最も多い4件を受理した後、7月、10月、11月、2月に2件ずつ、3月に1件を受理している。

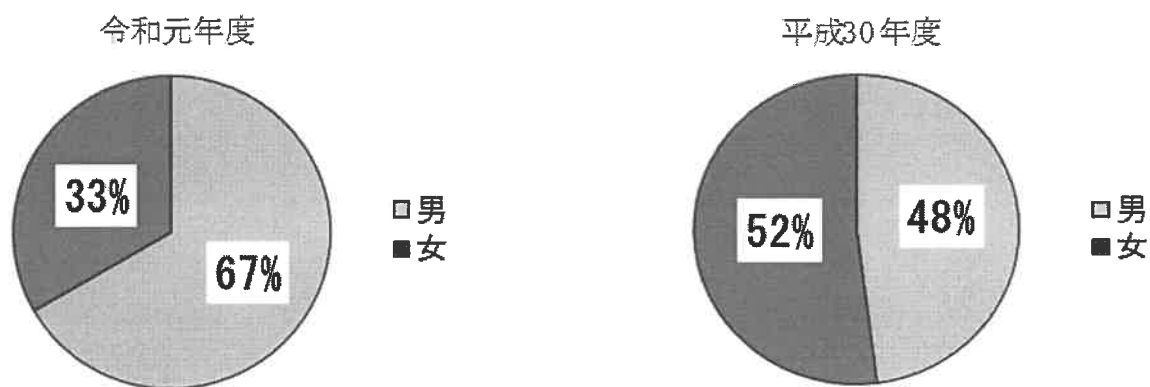
来所相談 内容別状況 (件数)

相談 内容 年度	いじめ	不登校	学業・進路	友人関係	家庭・子育て	心身の健康・保健	発達障害等	非行・不良行為	暴力行為	虐待	体罰	学校・教職員との関係	その他	合計
令和元年度	1	5	3	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	15

来所相談 対象者・相談者別状況 (人数)

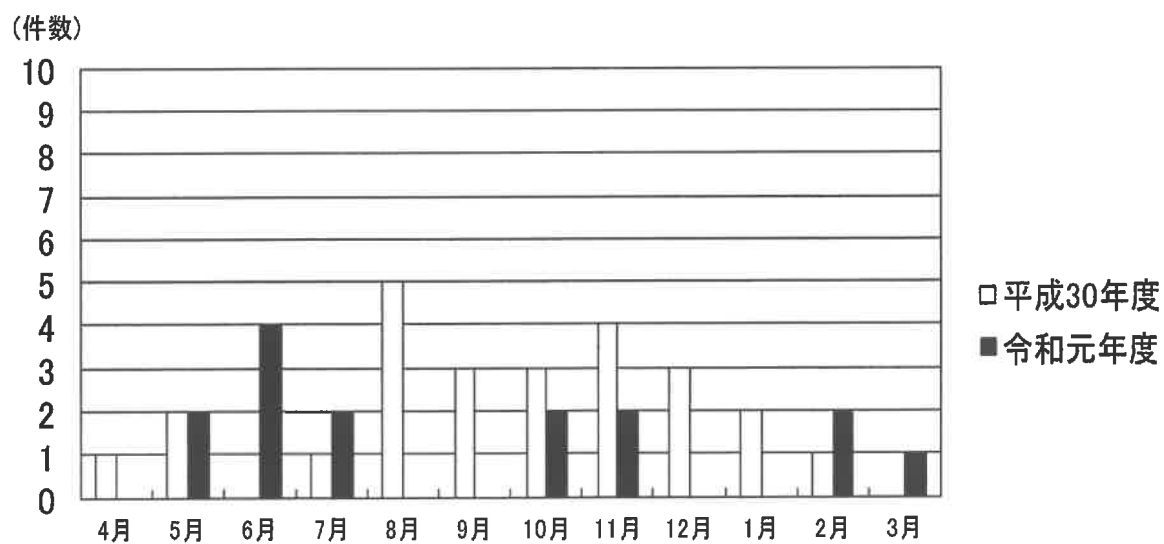
対象者・相談者 学職別	相談対象者		相談者	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
幼 児	0	1	0	0
小 学 生	9	2	4	1
中 学 生	5	16	3	9
高 校 生	1	5	1	2
他青少年	0	1	0	0
保 護 者			15	23
教 師			1	2
そ の 他	0	0	2	3
合計 (件数)	15	25	26	40

来所相談 対象者の男女別割合



来所相談 月別受理状況 (件数)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	0	2	4	2	0	0	2	2	0	0	2	1	15
平成30年度	1	2	0	1	5	3	3	4	3	2	1	0	25



(3) メール相談

メールによる相談は、文字による受け答えとなるため、文章表現によって誤解を招くことのないよう、返信内容を慎重に考え丁寧な対応を心がけている。

平成30年度のメール相談の件数は9件であったが、令和元年度は6件と減少した。

メール相談 受理状況

(平成31年4月～令和2年3月)

相談者	対 象 者	内 容	回 数
母 親	幼稚園児（女兒）	不登校	1（1）
母 親	小学1年男子	子育て	1（1）
母 親	小学1年男子	子育て	1（1）
母 親	中学1年男子	子育て	1（1）
母 親	幼稚園児	心身の健康・保健	1（1）
母 親	幼稚園長	その他（卒園式）	1（1）
合 計			6（6）

（ ）は受信回数

(4) 少年進路相談

教育長が市内8中学校区に各2名の少年進路相談員を委嘱し、中学卒業後の一年間に焦点を当てた少年進路相談を行っている。

ねらいは、高校等中途退学者や早期離職者の減少を図ることであり、やむを得ず中退・離職した卒業生に対しては、適切な進路変更や再就職のための相談活動を充実させ、卒業生が自ら意欲を持って進路を切り拓けるよう支援している。

卒業生の動向に関する情報収集・交換を行うとともに、研修を通して相談員自身の資質の向上に努めている。

①少年進路相談員連絡会

少年進路相談員、伊丹市中学校長会担当校長、各中学校進路相談推進担当教諭、学校指導課指導主事、尼崎公共職業安定所就職促進指導官、少年愛護センター職員等が出席し、研修会も含め毎月1回（8月を除く）、年間計10回開催した。（3月は新型コロナウイルス拡大防止のため開催せず。）

また、相談員が得た情報や相談活動について情報交換を行い、よりよい支援の方法を探った。

さらに、相談員としてのあり方を考え、資質向上を図ることなどを目的として、グループワークやケーススタディを実施した。

年1回（10～11月）市内外の公立高校（3校）を訪問し、学校の教育方針や特色、1年生の学習及び生活状況についての情報収集に努めた。

②少年進路相談員研修会

5月 「しっかり聴けたら問題の7割は解決Ⅱ～聴き方のレッスン～」

スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏

7月 「N高等学校の教育の取組」

学校法人角川ドワンゴ学園

N高等学校副校長 上木原 孝伸 氏

N高等学校入学広報部課長 藪内 一真 氏

10月 訪問研修 尼崎市立琴ノ浦高等学校

(概要説明と施設見学・質疑応答)

12月 「心の傷に寄り添って～傷ついた子どもの心理状態と援助の仕方～」

スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏

③少年進路相談活動の反省・課題等

- ・今年度、進路相談員の個人情報保護の観点から相談員個人の携帯電話を利用せず、各中学校のメールアドレスを介して行い、メールもしくは電話での相談に応じた。
- ・相談件数が減少傾向にある中、本制度をどのように機能させていくのか。
- ・卒業生の情報をどのように把握するか。特に、公立高校訪問時においては個人情報保護のため、情報収集は困難な状況である。
- ・個人情報の適切な管理と守秘義務の徹底。

④次年度の方針

相談者の実人数の減少や高校等から卒業生の情報入手の困難さ等を勘案し、令和2年度から少年進路相談員制度を廃止するが、本制度の趣旨である「相談活動の充実」を図るため、少年愛護センターの相談事業「子どもと保護者のなやみの相談」として相談を受ける。そのため、卒業生及び保護者に対して連絡先を記載したリーフレットを配布し周知を図る。

令和元年度 少年進路相談員活動状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ人数	実人数
相談	0	0	2	2	0	2	0	0	1	2	1	4	14	2
情報	0	6	4	1	8	4	5	6	3	1	1	0	39	25
合計	0	6	6	3	8	6	5	6	4	3	2	4	53	27

5. 健全育成活動

(1) 学校補導連絡会

中学校PTA愛護部と少年補導委員、関係機関の連携を目的とし、中学校単位で、学校関係者・PTA愛護部・校区少年補導委員・少年進路相談員・保護司・主任児童委員・阪神北少年サポートセンター・少年愛護センター職員が参加し、市内の補導状況や校区の様子、環境浄化等について情報交換を行い、今後の愛護活動について協議した。

<第1回>

中学校名	月 日	曜日	時間	場所	内 容	出席者数
東 中	6 月 4 日	火	16:00	図書室	情報交換・協議、校内・校区の様子	34
西 中	6 月 11 日	火	14:35	理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	29
南 中	6 月 10 日	月	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	43
北 中	6 月 3 日	月	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	44
天王寺川中	6 月 18 日	火	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	33
松 崎 中	6 月 11 日	火	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	40
荒 牧 中	6 月 12 日	水	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	46
笹 原 中	6 月 7 日	金	16:15	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	38

合計 8 会場 307 名

<第2回>

中学校名	月 日	曜日	時間	場所	内 容	出席者数
東 中	11 月 19 日	火	16:10	図書室	情報交換・協議、校内・校区の様子	29
西 中	11 月 15 日	金	15:30	理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	31
南 中	10 月 15 日	火	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	39
北 中	10 月 15 日	火	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	21
天王寺川中	11 月 18 日	月	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	34
松 崎 中	10 月 30 日	水	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	37
荒 牧 中	10 月 3 日	木	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	47
笹 原 中	10 月 28 日	月	16:15	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	28

合計 8 会場 266 名

<第1回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・平和である。大きな事案もない、落ち着いた学習態度が見られる。
- ・3学年のクラス替えもスムーズで修学旅行など学年行事も落ち着いて終えることができた。
- ・トライやるウィークは積極性が見られる生徒が多い。
- ・1学年でインフルエンザにて学級閉鎖がみられたが終息するのに大わらわであった。
- ・学校に登校せず行方不明が発生。すぐに発見した。
- ・反社会的でなく、非社会的な態度の生徒が見られる。
- ・SNSトラブル、LINE外しでのトラブルがある。
- ・問題行動は減少し、近隣の公園等でのトラブルも減少している。
- ・3学年では学習に前向きな生徒が増えているようだ。
- ・黙々清掃を実施。集中して清掃する様子が見られる。
- ・トライやるウィークでは事業所からお褒めの言葉を頂いた。
- ・林間学校での登山では皆が登頂でき、達成感を味わい大きな自信になったようである。
- ・1学年の生徒は幼稚な行動をする生徒がおり、成長してほしいものである。
- ・3学年では集中力に欠け、緊張感を持って生活してほしい。
- ・世間では多くのSNSサイトがあり、子どもたちに悪影響を及ぼすものが多いのに驚く。
- ・ここ5年で最も落ち着いたスタートとなった。トラブルも激減している。
- ・スマホトラブルの半数は1学年である。しっかりと指導していきたい。
- ・中1ギャップをなくすため、アンケートを実施。参考に指導・助言を実施している。

<第2回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・校内のガラス4枚、掲示板の破損が発生。じっくり指導していきたい。
- ・不登校、長欠は目立ってきている。
- ・対人関係でのトラブルが見られる。
- ・以前はお世話になった生徒がいたが、最近では警察関係にお世話をかけることがない。
- ・SNSトラブルは減少しておらず、使用認識が甘い。啓発を続けていく。
- ・体育大会や合唱やなど、行事ごとに熱心に取り組む生徒の姿がみられた。
- ・大きな行事、学習に追われ生徒たちに疲れが見られる時期である。
- ・年上の生徒や卒業生と絡んで喫煙などしていることが発覚。指導を入れていく。
- ・市内他校の生徒同士で些細ないざこざを起こした生徒がいる。

(2) 愛護補導連絡会

小学校PTA愛護部、少年補導委員、関係機関の連携を目的とし「校区の子どもは校区の住民が守り育てる」という観点にたち、地域ぐるみの環境浄化や補導活動（愛の一声）を推進した。

年3回の開催を計画し、第1回は6月13日（木）に全体会を行った。第2回は各学校単位で9月中旬～12月初旬に、校区内の子どもたちの健全育成や交通ルール等をテーマに実施した。第3回は、2月20日（火）に全体での講演会とグループに分かれての情報交換会を開催した。

<第1回>

- 1 日 時 令和元年6月13日（木）15:00～16:45
- 2 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室
- 3 内 容 (1) 出席者紹介

(2) 愛護補導連絡会の趣旨説明

(3) 情報交換

- ・伊丹警察署生活安全課少年係 ・阪神北少年サポートセンター
- ・主任児童委員 ・少年愛護センター

(4) ブロック別協議

4 参加者

- ・少年補導委員連合会会長 ・PTA連合会愛護厚生委員長 ・伊丹警察署生活安全課少年係長
- ・阪神北少年サポートセンター所長 ・主任児童委員6名 ・PTA愛護部39名
- ・小学校教員12名 ・少年補導委員44名 ・事務局ほか 計110名

<第2回>

小学校名	月日	曜日	時間	場 所	主な内容	出席者数
伊 丹 小	10月17日	木	10:00	会議室	「登下校の安全ルール」～地域で守り育てよう～ 伊丹市立少年愛護センター所長 上田 誠司	47
稲 野 小	9月11日	水	10:30	稲小ホール	・見守り隊・少年補導委員との意見交換 ・ネットトラブルに関する講話・グループ討議 講師 阪神北少年サポートセンター所長 小松 夏樹氏	35
南 小	9月13日	金	10:00	なかよしルーム	「子どもをとりまくデジタル環境」 講師 南中学校 寺井 浩治 教諭	46
神 津 小	9月20日	金	10:00	多目的室	「うまい話には気をつけましょう」 講師 伊丹市消費生活センター 山田 佐栄子氏	28
緑 丘 小	11月8日	金	10:00	多目的室	「サイバー空間の危険から子どもを守るために」 講師 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 巡査部長 武田 由美子 氏	32
桜 台 小	9月13日	金	10:00	会議室	DVD視聴 「ケータイ社会の落とし穴」	22
天神川小	10月18日	金	10:00	多目的室	DVD視聴 「スマホ依存を考える」 講師 少年愛護センター 山本 栄嗣	32

笹原小	9月12日	木	10:00	多目的室	「子どもたちをとりまくICT社会の裏側」 講師 伊丹市立総合教育センター 永谷 信一氏	39
瑞穂小	9月12日	木	10:00	多目的室	DVD視聴「安全な自転車のルール」	30
有岡小	10月25日	金	10:00	有っこホール	DVD視聴「安全な自転車のルール」	31
花里小	10月9日	水	10:00	花里ホール	「私らしく子育て」～自分の性格・子どもの性格 ・わかっていますか～ 講師 スクールカウンセラー 福島 美由紀 氏	42
昆陽里小	9月18日	水	10:00	ふれあいルーム	DVD視聴「夢と希望を叶える脳科学」 講師 小野市教育行政顧問 川島 隆太 氏	27
摂陽小	10月15日	火	10:00	ふれあいルーム	「学校・家庭・地域でのトライアングルで子育てを」 講師 伊丹市教育委員会事務局 学校教育課指導主事 辻 克樹 氏	26
鈴原小	10月15日	火	10:00	りんりんホール	校区内の現況報告及び意見交換	39
荻野小	9月4日	水	10:00	多目的室	「子どもをとりまくICT社会の裏表」 講師 総合教育センター 奥野 隆哉 指導主事	24
池尻小	10月23日	水	10:00	多目的室	「スマホ・ケータイ安全教室」 講師 KDDI 瀬町 俊彦 氏	42
鴻池小	10月11日	金	10:00	ランチルーム	DVD視聴「便利？それとも危険？ケータイ・ネット でのコミュニケーションを考える」	30

合計 17 会場 572 名

<第3回愛護補導連絡会>

1 日 時 令和2年2月20日(木) 15:15～16:45

2 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室

3 内 容 (1) 講演

演題 「自転車の交通安全教室」

講師 伊丹市都市安全企画課 職員

(2) 情報交換

4 参加者

- ・少年補導委員連合会会長 ・PTA連合会愛護厚生委員長 ・小学校長会生徒指導担当校長
- ・主任児童委員7名・小学校PTA34名 ・小学校教員16名 ・少年補導委員34名
- ・事務局他

計 100 名

(3) 地区懇談会等への参加

行事名	月日	曜日	時間	場 所	内 容
桜台地区「地域ボランティア」 情報交換会	4月6日	土	10:00	桜台小会議室	子どもの安全（見守り等）に関する 現状把握と防犯知識の向上を図る
コミュニティ笹原協議会 総会	5月2日	木	14:00	ラストホール	地域ビジョン活動報告
荻野小 少年補導委員を囲む会	5月28日	火	10:00	荻野小 多目的室	P T A愛護部と少年補導委員の情報交換
鈴原小 愛護りんりん連絡会	6月14日	金	10:00	鈴原小 りんりんホール	地区別検討会
南小愛護部 合同地区懇談会	6月21日	金	10:00	南小 なかよしルーム	「社会のルール」 グループ討議
天神川地区懇談会	7月9日	火	15:30	天神川小 P T A会議室	テーマ「通学路の安全について 考えよう！」
鈴原小 愛護りんりん連絡会	10月15日	火	15:30	鈴原小 りんりんホール	情報交換、意見交換
天王寺川中学校	11月10日	日	10:00	天中体育館・校庭	ふれあいの集い、コンサート等
鈴原小 愛護りんりん連絡会	2月12日	水	10:00	鈴原小 りんりんホール	・地区別検討会 ・不審者への対応について

○市内一斉パトロール

令和元年 7月10日(水)…全市一斉愛護パトロール (夏季)

令和元年12月12日(木)…全市一斉愛護パトロール (冬季)

伊丹市P T A連合会、小中学校、少年補導委員連合会、伊丹警察署、伊丹防犯協会
阪神北少年サポートセンター、都市安全企画課、教育委員会、少年愛護センター等



全市一斉愛護パトロール懸垂幕

6. 環境浄化活動

(1) 有害環境の浄化

有害図書類の回収

令和元年度 有害図書回収状況 (平成31年4月～令和2年3月)

設置場所	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		合 計	
	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計
裁 判 所 前	144	160	202	208	28	28	69	69	29	29	37	40	79	85	16	16	195	198	107	107	60	60	77	77	1,043	1,077
J R 北伊丹駅駐輪場	19	19	7	7	103	103	28	28	75	75	4	4	32	32	0	0	19	20	8	8	643	643	428	428	1,366	1,367
バラ公園バス停	0	6	10	10	84	88	4	8	1	3	48	48	6	8	49	50	0	6	13	13	4	4	7	7	226	251
荒牧バス停	22	24	15	15	49	49	13	13	35	35	4	4	16	16	1	1	46	46	35	35	32	32	41	41	309	311
北セントー前	10	10	10	10	2	2	7	7	17	17	3	3	1	1	0	0	10	10	26	26	15	15	0	0	101	103
中野西公園	2	2	51	51	4	4	28	28	33	33	3	3	4	4	1	1	25	25	21	21	6	6	31	31	209	209
山田バス停	2	10	0	4	2	4	0	5	1	4	0	9	0	0	11	20	0	0	0	1	0	3	4	12	20	72
車塚公園内	23	23	18	18	26	26	16	16	13	13	72	72	105	108	68	70	67	70	30	30	52	64	23	23	513	533
阪急稲野駅	16	16	21	21	25	25	7	7	31	31	38	38	23	23	15	15	16	17	31	31	99	99	134	145	456	468
南セントー前	31	31	256	259	18	18	27	27	10	10	43	43	36	36	28	28	17	17	28	28	7	7	6	6	507	510
阪急新伊丹駅	27	27	44	44	68	68	1	17	38	38	72	72	6	12	5	6	26	26	11	11	3	3	23	23	324	347
女性児童センター	13	13	21	27	4	4	5	5	8	8	34	34	7	7	14	16	2	2	41	41	5	5	14	14	168	176
阪急伊丹駅	3	7	5	21	0	16	14	14	71	77	0	13	3	17	6	26	2	13	3	20	41	60	4	24	152	308
いたみホール	7	8	86	86	60	60	39	39	29	29	22	22	7	8	28	28	39	43	75	75	4	4	41	41	437	443
西桑津バス停	8	8	6	6	8	9	38	38	17	17	0	0	23	23	96	96	78	78	15	15	2	2	86	86	377	378
J R 伊丹駅1階	10	14	21	29	23	28	10	11	8	8	25	38	42	46	9	18	13	16	18	18	0	7	53	54	232	287
その他、持ち込み等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	337	378	773	816	504	532	306	332	416	427	405	443	390	426	347	391	555	587	462	480	973	1016	972	1012	6,440	6,840

※ 計の数は無害図書を含んだ数

令和元年度 有害図書類の回収状況

(平成31年4月～令和2年3月)								
	有害図書類		DVD等		有害合計		無害図書類	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
4月	236	56	580	281	816	337	22	41
5月	157	212	420	561	577	773	15	43
6月	134	202	265	302	399	504	33	28
7月	158	85	184	221	342	306	7	26
8月	133	235	469	181	602	416	15	11
9月	146	111	434	294	580	405	11	38
10月	76	137	250	253	326	390	20	36
11月	136	79	202	268	338	347	24	44
12月	182	167	91	388	273	555	24	32
1月	153	139	690	323	843	462	58	18
2月	142	127	166	846	308	973	39	43
3月	97	94	210	878	307	972	51	40
合計	1,750	1,644	3,961	4,796	5,711	6,440	319	400

(2)「青少年を守る店」運動の推進

① 「伊丹市青少年を守る店連絡協議会」主催の研修

ア. 定期総会 6月21日(金) 14:00～16:10

伊丹市立総合教育センター 2階研修室 出席者 94名

・総会議案の審議と承認、役員の選出と承認

会長に株式会社 関西スーパーマーケット 静川 俊夫 氏が承認された。

・講演 「伊丹市内の非行情勢について」

講師 伊丹警察署 生活安全課 課長 木村 司 氏

イ. 量販店部会 10月24日(火) 15:30～17:00

伊丹市立総合教育センター 3階多目的室 出席者 35名

・生徒指導事例発表 伊丹市立北中学校生徒指導担当 藤森 雄大 教諭

・講演 「イオンスタイル伊丹における少年の現状について」

講師 イオンスタイル伊丹 保安担当 平井 英樹 氏

ウ. 青少年健全育成研修会 11月11日(月) 14:00～16:10

伊丹市立総合教育センター 2階研修室 出席者 131名

・講演 「児童虐待相談の現場から」

講師 兵庫県川西子ども家庭センター 所長 山元 浩司 氏

② 「青少年を守る店」協力店の拡大運動

市内の量販店及び店舗に青少年健全育成の協力を要請し、運動に協賛する店には店頭「愛の一声」ステッカーを貼付していただき、環境浄化の協力をお願いした。

協力店舗数は次項の表のとおりである。今後とも関係者の理解と協力を得ながら、青少年の健全育成と非行防止のために協力店の拡大に努めたいと考えている。

毎年、新規に協力して頂ける店舗があるものの、社会情勢の変化により平成23年度からは廃業による協力店の減少が続いている。

「青少年を守る店」運動協力店舗数一覧表 （平成27年度～令和元年度）

NO.	ブロック名	平成27年度 加入店舗数	平成28年度 加入店舗数	平成29年度 加入店舗数	平成30年度 加入店舗数	令和元年度 加入店舗数
1	伊丹	45	45	46	41	37
2	稲野	28	30	32	30	29
3	南	18	18	18	16	16
4	神津	15	15	15	13	12
5	緑丘	37	30	26	26	26
6	桜台	21	21	20	16	15
7	天神川	41	38	40	39	39
8	笹原	40	38	37	36	35
9	瑞穂	22	22	22	20	17
10	有岡	40	40	40	38	37
11	花里	35	35	35	34	32
12	昆陽里	45	49	49	51	51
13	摂陽	25	26	23	23	21
14	鈴原	17	18	18	17	15
15	荻野	38	38	36	32	32
16	池尻	16	16	15	15	15
17	鴻池	16	17	18	18	18
	合計	499	496	490	465	447
	年度	H27.12月現在	H28.12月現在	H29.12月現在	H30.12月現在	R1.12月現在
	新加入店	19	18	8	6	3

- ★「青少年を守る店」運動協力店届けの提出
- ★ 非行化の原因になると思われる商品販売の自粛
- ★ 店舗内がグループのたまり場にならないような配慮
- ★ 店舗内が非行の誘因にならないように改善
- ★ 子どもが危険を感じ避難してきた際の一時保護および関係機関等への連絡

(3) 環境実態調査の実施

青少年を守り育てる県民スクラム運動の一環として、地域の青少年を取り巻く環境の実態把握を行い、地域ぐるみの実践活動を支援するとともに、青少年愛護条例の適切な運用を図り、青少年の健全育成に資する事を目的に環境実態調査を行った。

ア. 実施期間 令和元年 10 月 7 日（月）～令和元年 12 月 6 日（金）

イ. 実施場所 市内全域

ウ. 調査対象	・ 図書類販売店	78 店
	・ カラオケハウス	4 店
	・ 玩具店	3 店
	・ ビデオレンタル店	3 店
	・ インターネットカフェ、まんが喫茶	5 店
	・ 携帯電話事業者等	25 店



伊丹市少年を守る店連絡協議会 総会・研修会

伊丹市少年を守る店連絡協議会 量販店部会

7. 研修活動

少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努めるとともに、青少年健全育成についての意識高揚を図った。

(1) 市・少年補導委員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
8月26日(月)	伊丹市少年補導委員全体研修会	・阪神地区青少年補導委員連絡協議会猪名川大会・研修会の内容報告 少年愛護センター 所長 上田 誠司 ・伊丹市少年補導委員正副理事管外研修（大津少年センターを訪問）の内容報告 少年愛護センター 職員 梶 次郎 ・意見交換	伊丹市立総合教育センター	69名
11月18日(月)	伊丹市少年補導委員実務研修会	「補導活動の現場から」 阪神北少年サポートセンター 所長 小松 夏樹 氏	伊丹市立総合教育センター	56名
12月18日(水)	伊丹市少年補導委員人権全体研修会	「子どもの成長段階に応じた人権」 伊丹市人権教育指導員 森田 邦彦 氏	伊丹市立総合教育センター	62名

(2) 市・健全育成研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月16日(木)	伊丹市少年育成協会全体研修会	「思春期講座で伝えたいこと」 伊丹市立幼・小・中学校 元校園長 和久 一美 氏	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）	118名
6月21日(金)	伊丹市青少年を守る店連絡協議会研修会	「伊丹市内の非行情勢について」 伊丹警察署生活安全課 課長 木村 司 氏 係長 杉本 達也 氏	伊丹市立総合教育センター	94名
11月11日(月)	伊丹市青少年健全育成研修会	「児童虐待相談の現場から」 兵庫県川西子ども家庭センター 所長 山元 浩司 氏	伊丹市立総合教育センター	131名
2月20日(木)	愛護補導連絡会研修会	「自転車の交通安全教室」 伊丹市都市安全企画課 職員	伊丹市立総合教育センター	100名

(3) 市・他府県視察研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
7月18日(木)	伊丹市少年補導委員正副理事管外研修	施設訪問 滋賀県大津少年センター	滋賀県大津市	29名
11月20日(水) 11月21日(木)	伊丹市少年補導委員管外研修	施設訪問 舞鶴少年補導センター 社会見学 人道の港敦賀ムゼウム	京都府舞鶴市 福井県敦賀市	23名

(4) 市・進路相談員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月14日(火)	伊丹市少年進路相談員研修会	「しっかり聴けたら問題の7割は解決Ⅱ～聴き方のレッスン～」 スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏	伊丹市立総合教育センター	20名
10月17日(火)	伊丹市少年進路相談員訪問研修	尼崎市立琴ノ浦高等学校 ・概要説明 ・施設見学	尼崎市	17名
12月11日(水)	伊丹市少年進路相談員研修会	「心の傷に寄り添って～傷ついた子どもの心理状態と援助の仕方～」 スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏	伊丹市立総合教育センター	22名

(5) 隣接市・阪神地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
7月12日(金)	阪神地区青少年補導委員連絡協議会研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム	「子ども・若者のSOSを見逃さない！～子どもの心の声が聞こえますか？～ 大阪府子ども家庭サポーター 辻 由紀子 氏	猪名川町文化体育館	18名

(6) 県・近畿地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
10月25日(水)	近畿地区青少年補導センター連絡協議会研修大会	「不適応行動の理解とその対応について」 早稲田大学教育学部 非常勤講師 小西 好彦 氏	奈良県天理市	1名
10月29日(火)	兵庫県青少年補導委員大会・研修会	「スマホ時代の子どもたちのために」 兵庫県立大学環境人間学部 准教授 竹内 和雄 氏	明石市	21名
2月14日(金)	青少年補導センター一所长研修会	「薬物乱用防止について」 兵庫県健康福祉部健康局薬務課 薬務対策・捜査班長 岡本 典子 氏	神戸市	1名

8. 阪神北少年サポートセンターの活動

阪神北少年サポートセンターは、兵庫県警察本部少年課長が管理する県下 12 カ所の少年サポートセンターのうちの 1 つで、平成 11 年 4 月 1 日に開設されました。勤務員は警察官 2 名と、少年の心理に専門的知識を有する少年補導職員 1 名の計 3 名で、伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡猪名川町の 3 市 1 町を担当区域として活動しています。主な活動内容は、少年犯罪を未然に防止するための街頭補導活動、少年相談や継続補導による非行少年等の立ち直り支援活動、学校等関係機関との連携による非行防止活動、少年を取り巻く有害環境の浄化活動などです。

以下、令和元年の活動を紹介します。

(1) 街頭補導

- ・管内の主要駅周辺、大型量販店、ゲームセンター、カラオケボックス等少年の溜まり場になりやすい場所を巡回し、喫煙、飲酒、怠学等の不良行為をしている少年の補導、規範意識向上のための指導声かけを実施した。(349 名補導)
- ・地域の少年非行の実態把握と少年の規範意識の向上等を目的として、各市の青少年補導委員等警察ボランティア、学校、関係機関と合同で特別補導を実施した。(30 回 延べ 983 名参加 17 名補導)

(2) 少年相談

- ・非行問題、学校問題、交友問題等少年の悩み困りごと相談を受け、必要な助言を行った。(37 件受理)

(3) 継続補導と被害少年のカウンセリング

- ・非行防止上問題のある少年や、犯罪被害に遭った少年等に対し、家庭や学校等と連携して継続的な指導助言を行った。(38 人、38 回)

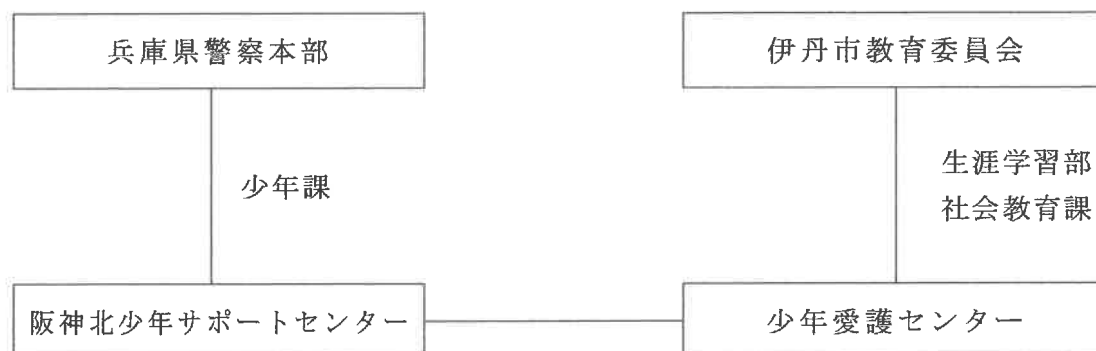
(4) 有害環境の浄化活動

- ・少年愛護センターと連携し、有害な広告物、図書、営業店等の発見に努めたり、酒、煙草販売店に未成年の飲酒、喫煙防止のための指導や協力依頼を行った。
- ・少年愛護センターと連携し、カラオケボックスやゲームセンター等少年の溜まり場への立ち寄り、実態把握と業者への指導を行った。
- ・携帯電話販売店に対し、フィルタリングの普及・促進について協力を行った。

(5) 情報発信活動

- ・少年の健全育成を図るため、「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」「情報モラル教室」を行うなど各種情報発信活動を行った。(51 回)
- ・学校、関係機関等の会合において、警察の非行防止活動や少年非行の現状を伝え連携の強化と警察への理解と協力を求めた。(80 回)

少年愛護センターと阪神北少年サポートセンターの連携



主に阪神北少年サポートセンターが参加した少年愛護センター事業

- ① 広報・啓発活動
 - ・「センター通信」
 - ・「愛護活動概要」の発行
 - ・薬物乱用防止キャンペーンの実施
- ② 補導活動
 - ・毎月10日一斉街頭補導（10日を基準日とする）
 - ・特別補導（夏季・冬季一斉補導等）
 - ・広域補導（隣接市との補導、情報交換）
- ③ 相談活動
 - ・来所相談
- ④ 健全育成活動
 - ・学校補導連絡会
 - ・愛護補導連絡会
- ⑤ 環境浄化活動
 - ・有害環境総点検活動
 - ・有害図書回収
- ⑥ 研修活動
 - ・青少年健全育成研修会
 - ・少年補導委員全体研修会
 - ・青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会

V 少年補導委員手記

「ワン・チーム」

天神川ブロック 岸田昌典

私たちの地区は、市内の北部に位置し隣接には宝塚市東部。地域内には大型商業施設が2店。田園地帯で、市住、県住、マンション等が建設され、それに伴って人口も増加。現在2校ある学校（天神川小学校・荒牧中学校）も生徒数が増加し、通学時間帯に、私達各自治会より選任された少年補導委員10名（男性7名、女性3名）と天小校区自治協議会推進委員、民生児童委員、また各自治会の各団体の方々の協力を得ながら学校の通学路に立ち児童・生徒たちの安全を見守ることや挨拶、一声運動の実施に月1回ですが参加。

私達少年補導委員は、街頭補導時2班体制で、女性班は昼間の下校時間帯に通学路や学校周辺の公園などを巡回見守り活動をしており、男性班は夜間に自転車で商業施設駐車場、コンビニ店、各地域の公園等を巡回し、蟠集している中高生に対して、子ども目線で積極的に声掛けの会話を心がけていますが、不愛想な顔で声が返ってきます。

私の記憶で過去に天小の体育祭で、「おじさん、私の顔を知っている？」と笑顔で声をかけられたことがありました。その子は、荒牧センター前で学校にも入らず、当時悪ガキグループの仲間の一人で注意をした女子生徒でした。

今まで色々な出来事がありましたが、児童生徒たちと接してきてこのようなことは初めての経験であり、少年補導委員をしていてその日は小さな喜びをもらいました。

今後私達は、地域での各行事に関わり、また色々な研修会にも参加し、講話を聴く機会があります。この機会を逃さず、また校区内で73台の防犯カメラを活用し、私達少年補導委員は積極的に声掛け、見守り活動を続け子どもたちの事故、犯罪などの巻き添え防止等続けていきたいです。

<追伸>

天神川ブロック少年補導委員は全員酸いも甘いも垣根を越えて世代を代表して語り合えるいい仲間たちです。

「子ども」のいない私が

天神川ブロック 上原夏雄

私達夫婦には子どもがいません。子育て経験のない私、それなのに何故～「勘弁してくださいよ～」私の第一声でした。

早いです。あれから4年が過ぎた今、地域内だけですが、「子ども」友達ができました。

夏祭り前の子ども神輿の整備から、夏祭り、芋ほり大会、クリスマス会、子ども会合同夜回り、ボーリング大会等々、子どもたちと接する機会を多く持てたからだと思います。

夕方散歩がてら公園に立ち寄った時、時々遊びの手を止めて「こんにちは」と声掛けされると思わず笑顔に。

無垢な子どもたちが、「何時から」「何故」人をいじめるようになるのでしょうか。家庭環境、友達関係、複雑な感情が絡みあい、高学年になるほど人を傷つけ「死」に迫りやるまでのいじめに走るのか。

相談しても逃げる大人たち。誰にも相談できない子どもたち。不幸が重なり自ら「命」を絶つ子どもたち。

この4年間多くの講座や研修会を受講させていただきました。有意義な講座がある中で、特に印象に残る研修会があります。中学生、教師などが参加し、大学生の設問した事項をどこまでが「いじめ」なのかを問うた単純な会でしたが、その研修会で、中学生たちの細かな捉え方に思わず、「そこまで・・・」私のいじめに対する認識の甘さを知りました。

少年補導委員の活動には、子どもたちが友達同士安心して遊べる環境を作り出すのも大切だと思います。

ブロック内の仲間と共に地域住民も巻き込み安全地帯を広げていきたいと思います。

今私は、5年目の活動に進もうとしています。高学年になっても友達同士で過ごせる沢山の「子ども」友達を作るために。

「少年補導委員と地域活動」

天神川ブロック 澤田広一

私は、地域活動とは全くと言ってよいほど縁がなく、仕事のための生活でした。自治会当番も積極的に引き受けたわけではありませんでした。その私に自治会役員の皆様から「少年補導委員」をしてくれないかとお話をいただき、困惑していたのを覚えております。娘も中学に進学したばかり、私自身も50歳を過ぎたばかりで、周りを見渡すと、皆様色々と活動されてきた大先輩ばかり。仕事もまだまだ頑張っていかなければいけないし、少年補導委員をお受けして中途半端な活動も出来ない。とても悩みました。当時の自治会長様から「一緒にやろう。今まで活動してこなかったのであれば今から地域に貢献してくれ。」と言っていただいたことで決心し、引き受けさせていただくことになりました。

初めての街頭補導、久しぶりに自転車に乗り先輩委員について回るも、無灯火の自転車が目に入らない。二人乗りの自転車も見えていない。子どもたちに何と声掛けしてよいのかわからない。頭では理解するも体が動かず行動にも出られない。もどかしい経験でした。

初めてのブロック会議。先輩方の子ども達を想った熱気を帯びた討論に圧倒され、何も発言できないまま終わってしまいました。

あれから2期4年が過ぎようとしております。ようやく子どもたちの顔もわかるようになり、公園に行くと子ども達が寄ってきてくれるようになりました。高学年だった子ども達は、中学生になり卒業する年となりました。私も少年補導委員として子ども達と同じように、一層成長していきたいと思っています。

「少年補導委員8年間の思い出」

天神川ブロック 今井義人

私は、平成4年4月から令和2年3月まで伊丹市少年補導委員天神川ブロックとして委嘱されて（任期2年の4期目）8年が経ちました。

時の流れは早いものです。少年補導委員として、日夜子どもたちの健全育成に努めているつもりです。それまでは、自治会防犯部として約10年間、北野の地域のために尽力してまいりました。その間私自身は、私生活で無茶をして頭部を骨折してボルトが4本も入る怪我もしました。少年補導委員さんに指導されながらの私が、今では子どもたちを指導することになっております。戸惑いながらもこれからの子ども達は、「国の宝」「地域の宝」として心を新たに指導に当たっていきたいと思っています。

私の地域は、宝塚市、川西市に隣接しており、パトロールコースに公園が14ヶ

所もあります。その中でも校区外の子どもたちも集まり易い長尾公園、ピロティバラ公園、荒牧第二公園、土橋公園の5ヶ所を重点的に見回りをしています。

パトロール中は、子ども達を頭ごなしに注意するのではなく、同じ目線に立って話ができるように心がけております。私も残り少ない人生だと思いながら、少年補導委員を頑張ります。

<追記>

大人は子ども達の模範になってもらいたいと思います。

最近の大人は自転車の乗り方のマナーの悪い人が目立ちます。例えば小さな交差点の信号を赤信号でも渡る人とか、夜暗い中での無灯火の人が目につきます。

子ども達はルールを守っています。

大人も是非交通ルールを守って子ども達の模範になって、と思う私です。

「見守り」と「監視」

天神川ブロック 口丸七郎

「見守り」とは、子どもや高齢者に対し、安全な状態にあるかどうかについて注意を払うこと。「監視」とは、警戒して見張ることで、安全・安心とは関係のない見られる側のプライバシー情報まで取得する活動。

「見守り」と「監視」の違いを決めるのは、見られる側の感情にあります。見られる側は、それぞれの価値観の違いがあるので、見る側は全く同じ観察をしていても、見られる側によって、それは「見守り」にも「監視」にもなるわけです。よって、我々少年補導委員は、「見守り」が主な務めであり、安全・安心の確保という目的の枠内で行動することが重要です。

自宅前を通る子どもたちの数は多くありませんが、幼・小・中・高の子どもたちが、また、近隣の方がバス停に向かって通われています。私は、登校時間帯に毎朝、自宅前で子どもたちの「見守り」を続けています。

顔見知りの子どもたちは挨拶すると返答してくれるが、顔なじみでない子どもたちは怪訝な顔をして通り過ぎていく。諺で「鉄砲も数撃ちゃ当たる」とはよく言ったもので、毎朝声掛けをしていると、ちゃんと返答してくれるようになり、学校行事の話などにも乗って来てくれます。

「生まれながらにして悪い人間はいない。」

成長過程で悪い影響を受けて自分を見失い、反社会的な行動をとるようになっていくのでは！？ 人は善いことも悪いことも行う存在なのかもしれません。個人差の傾向性などを考えると性善説と性悪説の軍配は、簡単につかない訳ですが、大きく考えれば人は生まれながら社会的に良いことが好きと言えそうです。

これからも益々、ACジャパン（旧公共広告機構）のCM「3時4時のうた」のように地域を見守ってくれる仲間を増やしていきたいです。

「少年補導委員の活動について」

天神川ブロック 田畑美枝子

天神川小学校の子どもたちの見守り活動を始めて4年になりました。1年目はどのような活動をすればよいのか分からず、初めての自転車での夜のパトロール巡回で、道を間違え理事や補導委員の皆さんに大変ご迷惑をお掛けしました。次回からは、少年補導委員の男性と少年補導委員の女性2名の計3名で、昼間に歩いてパトロール巡回し、残りの補導委員男性は、夜に自転車でパトロールすることになりました。

先輩補導委員の子どもたちへの声掛けの様子を、色々と勉強させていただきました。朝の挨拶は笑顔でおはよう。注意するときは、上から決めつけるのではなく優しく声をかける。活動の一環として、朝の挨拶運動と児童の通学や下校時の見守り。元気に挨拶してくれると自然に笑顔になり嬉しく思います。

また、月に4回街頭補導・一斉補導とパトロールも実施しています。

これからも少年補導委員として、児童の安全で安心できる地域づくりと健全育成、非行防止に取り組み、少しでも貢献できるように頑張っていきたいと思っています。

「愛護・補導活動概要報告」

天神川ブロック 佐藤洋子

2年間補導活動をさせていただきました。なにぶん私は、普段から出不精なので勤まるかどうか不安でしたが、周りの委員の皆様のお力添えもあり、何とか勤めることができました。

最初は、あいさつ一声運動から、街頭補導、地域の行事、その他色々な活動も多く正直大変だと思いましたが、今まで気にも留めてなかった事が目に留まり、困っておられるお年寄りや子どもたちに目を向けられるようになり、自分自身が少し変わってきたように思いました。

子どもたちも朝の挨拶がハキハキと出来て、特に年始明けに「あけましておめでとうございます」と言われた時は、本当に嬉しく思いました。

今、辛い立場に置かれている子どもたちにも気遣っておられる委員の方々には感心させられました。

これからも多くの子どもたちが安心して、楽しく生活できる地域になることを心から願います。地域住民として少しでもお手伝いできたかなあとと思っています。

「補導活動を通じて」

天神川ブロック 上田 茂

少年補導委員を引き受けて2年になりました。天神川小学校区の補導委員は、全員で10名。理事、副理事2名を含め7名の方は何期もされているベテランで、地域の事にも大変詳しく、補導活動をする上でとても参考になっています。

私は、毎月1回中学校の校門前で、あいさつ「一声運動」に参加しています。雨降りの時は、校門前の狭い通学路で多くの小中学生が傘をさしてすれ違うのを見ていて、もう少し歩道幅が広ければな？というも思っていました。

補導活動の内容は、女性2名が、午後の明るい時間帯に徒歩にて公園や街路をパトロール、男性8名が夜間に自転車で8か所の公園を巡回パトロールしています。

巡回中、ごくたまに公園内で夜遊びをしている中学生、高校生達と出会うことがあります。「早く帰るように」と声掛けをしますが、子どもたちは感じよく素直に帰ってくれます。私たちが、公園内のゴミを拾っていると手伝ってくれる高校生達もいます。

私が補導活動を始めて1年目。登校中の生徒に、悪質な声掛けをするストーカー的な事案があり、私たち補導委員も2組に分かれて、生徒が被害に遭った場所、時刻に3日間見守り活動をしました。警察官の方もこられていました。

悪質な事案、不審者の声掛け情報が多くあります。通学路には見守りカメラも多く設置されていますが、ハード面以外に地域住民の見守る目は、とても大切だと思います。

生徒たちが登下校する時間帯や子どもたちが多く遊ぶ公園に見守りも兼ねて、みなさん、防犯散歩をよろしくお願いします。



VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例

公布 昭和 49. 9. 27 条例 39

改正 昭和 51. 2. 28 条例 1

昭和 61. 3. 13 条例 1

平成 9. 12. 24 条例 43

(設 置)

第 1 条 少年愛護の総合計画の樹立と実践活動を推進し、少年の非行および不良化を防止するとともに、その健全な育成を図ることを目的として伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）を設置する。

(位 置)

第 2 条 愛護センターの位置は、伊丹市千僧 1 丁目 1 番地とする。

(事 業)

第 3 条 愛護センターは、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 少年愛護事業の総合計画に関すること。
- (2) 少年の補導および相談に関すること。
- (3) 少年愛護に関する調査研究および啓発宣伝に関すること。
- (4) 関係機関および団体との連絡協調に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業。

(愛護センター運営協議会)

第 4 条 愛護センターに、伊丹市立少年愛護センター運営協議会を置く。

(職 員)

第 5 条 愛護センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委 任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、教育委員会が別に定める日から施行する。（昭和 49 年 11 月 19 日教委規則第 17 号で、昭和 49 年 11 月 20 日から施行）

付 則（昭和 51. 2. 28 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61. 3. 13 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9. 12. 24 別条例 43）

この条例は、平成 9 年 12 月 25 日から施行する。

伊丹市立少年愛護センター条例施行規則

公布 昭和 49. 11. 19 教委規則 16

改正 平成 4. 11. 30 教委規則 14

改正 平成 11. 5. 31 教委規則 7

(趣 旨)

第1条 この規則は、伊丹市立少年愛護センター条例（昭和 49 年伊丹市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(愛護センター運営協議会)

第2条 伊丹市立少年愛護センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）の合同活動の実施について協議するとともに、関係機関および団体の連絡協調を図るものとする。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから 15 人以内を教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 関係行政機関の委員および職員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学枚教育関係者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長および副会長)

第3条 協議会に会長および副会長 1 人をおく。

2 会長は教育長がこれにあたるものとし、副会長は委員の中から選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(招 集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(少年補導委員)

第5条 少年の非行防止を図るため、愛護センターに伊丹市少年補導委員をおく。

(細 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については別に教育長が定める。

付 則

1 この規則は、昭和 49 年 12 月 1 日から施行する。

2 伊丹市少年愛護センター規則（昭和 42 年伊丹市教育委員会規則第 99 号）は、廃止する。

3 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 2 年 12 月 10 日に委嘱または任命された委員の任期は、同日から平成 5 年 6 月 30 日までとする。

付 則（平成 4. 11. 30 規則 14）

この規則は、平成 4 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11. 5. 31 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

伊丹市少年補導委員要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第16号）第5条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職 務)

第2条 補導委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。
- (2) 情報資料の収集報告に関すること。
- (3) その他、青少年の非行防止に必要な業務に関すること。

(定 数)

第3条 補導委員の定数は160人以内とし、次に掲げる者のなかから、伊丹市立少年愛護センター運営協議会の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護司会
- (2) 民生委員児童委員連合会
- (3) 伊丹市自治会連合会から推薦された者
- (4) 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任

(任 期)

第4条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服 務)

第5条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式1）を携帯するものとし、少年補導委員記章（様式2）を着用しなければならない。

付 則

この要綱は昭和51年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

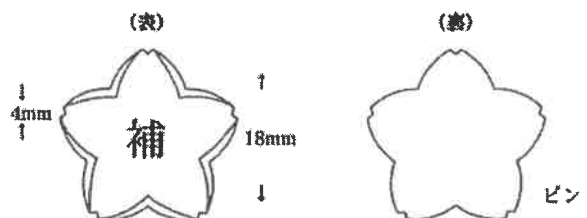
付 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

様式1

		No.
下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。		
	氏 名	(才) 年 月 日生
写 真	住 所	伊丹市
	所 属	伊丹市立少年愛護センター
	発 行	令和 年 月 日
	有効期限	令和 年 月 日
伊丹市教育委員会		

様式2



伊丹市立少年愛護センター相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども、その保護者及び教職員の抱える不安や悩みについての相談事業（以下「相談事業」という。）を実施することにより、その解消の手助けをし、子どもの健全な育成を支援することを目的とする。

(事業内容)

第2条 相談事業の内容は、子どもに係る内容を対象として、伊丹市立少年愛護センター職員（以下「相談員」という。）が電話、面接及び電子メールにより実施するものとし、相談の内容によっては、他の関係機関との連携及び他の専門的機関の紹介を行う。

(対象者)

第3条 相談事業の対象となる者は、おおむね18歳未満の者（以下「子ども」という。）、その保護者、学校園の教職員、その他子どもに関わりのあるものとする。

(実施場所)

第4条 相談事業は、原則として伊丹市立少年愛護センターにおいて実施するものとする。

(実施日及び実施時間)

第5条 相談事業の実施日及び実施時間は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、伊丹市立総合教育センター条例施行規則（平成6年教委規則第6号）第3条に定める休館日は除くものとする。

- (1) 電話相談 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日の午前10時から午後7時まで
水曜日の午前10時から午後5時30分まで
土曜日の午後1時から午後5時まで
- (2) 来所相談 平日の午前10時から午後5時まで
- (3) 電子メール相談 随時

(相談員)

第6条 相談員は、次に掲げる者の内から伊丹市立少年愛護センター所長が指名するものとする。

- (1) 伊丹市立少年愛護センター職員
 - (2) 伊丹市立少年愛護センター社会教育指導員
 - (3) 教員経験者、福祉関係者、その他の伊丹市立少年愛護センター所長が適当と認める者
- (秘密の保持)

第7条 相談員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

令和元年度伊丹市少年進路相談員制度要項

伊丹市教育委員会
伊丹市立少年愛護センター

1 趣 旨

家庭・学校・関係機関と連携しながら、高校等中途退学・早期離職などの防止に努めるとともに、やむを得ず中途退学や離職した少年に対する適切な進路変更や再就職などの相談活動の充実を図る。

2 実施上の留意点

- (1) 個人の生活に干渉するものではなく、また無職自体が問題なのではない。その生活が、問題行動と結びつく可能性を持つものであり、学・職のはざままで進路に悩み相談を必要としている少年に対し、適切な進路相談を継続的に行う。
- (2) 相談対象者や相談内容などについては、秘密を厳守する。
- (3) 1年以内の高校等中途退学や離職が一番多く、選択した進路に適応できるかどうかの重要な時期である中学校卒業後の1年間にポイントを置く。

3 伊丹市少年進路相談員の委嘱・任期

- (1) 委 嘱 1 中学校区 2 名の伊丹市少年進路相談員を教育長が委嘱する。
- (2) 任 期 1 年とする。
- (3) 報償費 月額 11,111 円（税込み）とする。

4 伊丹市少年進路相談員の任務

- (1) 情報の把握
各中学校進路相談推進担当教諭や元担任、同級生などからの情報をもとに、卒業生の動向を把握する。
- (2) 相談活動
 - ① 中途退学や離職につながるような悩みや不安定な状況がうかがえる少年、あるいは、既に中途退学や離職した少年の進路相談を行う。
 - ② その場合、学校の担当者（進路相談推進担当教諭）とも連絡をとり、情報を共有するとともに、必要に応じて家庭訪問や職場訪問を行うこともある。再就職については公共職業安定所とも連携することが望ましい。
- (3) 連絡・報告
月 1 回、活動報告書（別紙様式）を提出する。その際、必要に応じて連絡事務を行う。
- (4) 伊丹市少年進路相談員連絡会
月 1 回の伊丹市少年進路相談員連絡会に出席し、具体的な情報交換・相談活動の打ち合わせなどを行う。
※ 構成は、伊丹市少年進路相談員、伊丹市教育委員会事務局学校指導課担当指導主事、尼崎公共職業安定所担当者、伊丹市中学校長会担当校長、伊丹市中学校進路相談推進担当教諭、伊丹市立少年愛護センター職員
- (5) 伊丹市少年進路相談員研修会
伊丹市少年進路相談員研修会（年 3 回程度）に出席し、相談活動に関する知識や技能を深め、相談活動の充実に資する。

校外生活（長期休業中を含む）の申し合わせ事項

伊丹市小・中学校生徒指導担当者会

小学校申し合わせ事項

- 1 保護者の許可なく日没後の外出はやめよう
- 2 保護者の付き添いがなければ、次の場所への立入はやめよう
ゲームセンター、ショッピングモール、映画館、Wi-Fi スポットなど
- 3 プールは保護者の責任のもとで利用しよう
- 4 自転車の二人乗りや無灯火など禁止されている行為は絶対やめよう
- 5 他人の迷惑になるような行為は絶対やめよう
 - (1) 田畑、駐車場などでの遊び、音の大きい花火など
 - (2) パソコンや携帯電話、スマホ等のSNS等への不正な書き込みやアクセス
- 6 危険な行為は絶対やめよう
 - (1) 路上や線路近くでのローラースケート、ボード遊びなど
 - (2) 禁止区域での釣りや水泳など
 - (3) 電線近くや航空機進入区域での凧あげなど
 - (4) 火遊びなど
- 7 不審な人を見かけたら、すぐに警察に連絡しましょう

(平成29年7月改訂)

中学校申し合わせ事項

- 1 不必要な日没後の外出はやめよう
- 2 保護者及び学校長の許可のないアルバイトはやめよう
- 3 保護者の付き添いがなければ、次の場所への立入はやめよう
ゲームセンター、カラオケボックス、コンサートなど
- 4 他人の迷惑になるような行為は絶対やめよう
 - (1) 外泊、音の大きい花火、公園や施設などでの集団での集まりなど
 - (2) パソコンや携帯電話、スマホ等のSNS等への不適切な書き込みやアクセス
- 5 危険な行為は絶対やめよう
 - (1) 路上や線路近くでのローラースケート、スケートボード、キックボードなど
 - (2) 禁止区域での釣りや水泳など
- 6 禁止されている行為は絶対やめよう
 - (1) 自転車の無灯火、二人乗りなど
 - (2) 無免許運転や暴走行為など
 - (3) 薬物乱用等、法律で禁止されている行為

(平成28年7月改訂)

※ この申し合わせ事項は、児童生徒の実態や社会情勢と照らし合わせ、生徒指導担当者会で毎年、検討する。

※ この申し合わせ事項の運用については、各学校の実態に応じて弾力的に行う。

「見逃さないで子どものサイン」

青少年の万引き・自転車盗・喫煙・深夜徘徊を伊丹からなくそう

初発型非行少年の現状

(伊丹警察署調べ)

	万引き	自転車盗	単車盗	占有離脱物横領	喫煙	深夜徘徊
平成 28 年	27	7	2	6	551	738
平成 29 年	34	6	3	6	563	865
平成 30 年	22	4	4	6	392	668
前年からの増減	-12	-2	+1	±0	-171	-197

※占有離脱物横領＝他人の置き忘れた物や落とし物を勝手に使うこと。

深夜徘徊＝18歳未満の少年が、正当な理由なく午後11時～午前5時の間に徘徊すること。

青少年の深夜徘徊が依然と続いています。子どもを夜、街で見かけたら「早く家に帰ろう」の声かけをしよう。

家庭では…

- 善悪のけじめをはっきり教えよう。
- 子どもの生活に目を向けよう。
- 家族のふれあいを大切にしよう。
- 日常の会話を大切にしよう。
- スマホ・ケータイは保護者の管理下で使わせよう。



地域では…

- まず大人が規範を示そう。
- 子どもに「愛の一声」をかけよう。
- 地域ぐるみで有害環境を浄化しよう。
- 「非行少年を生まない社会づくり」を心がけよう。
- 子どもに様々な体験の場を提供しよう。

学校では…

- 社会のきまりやルールを身につけさせよう。
- 人のいたみや喜びを感じあえる心を育てよう。
- 子どもを温かく見守ろう。

店舗では…

- 商品陳列の改善
- 防犯体制の充実
- 声かけ運動の励行
- 店内放送の実施

児童・生徒は…

- 自分の行いに責任を持とう。
- 万引きは犯罪です。
- 命や物を大切にしよう。
- 生きていることに感謝の気持ちを持とう。



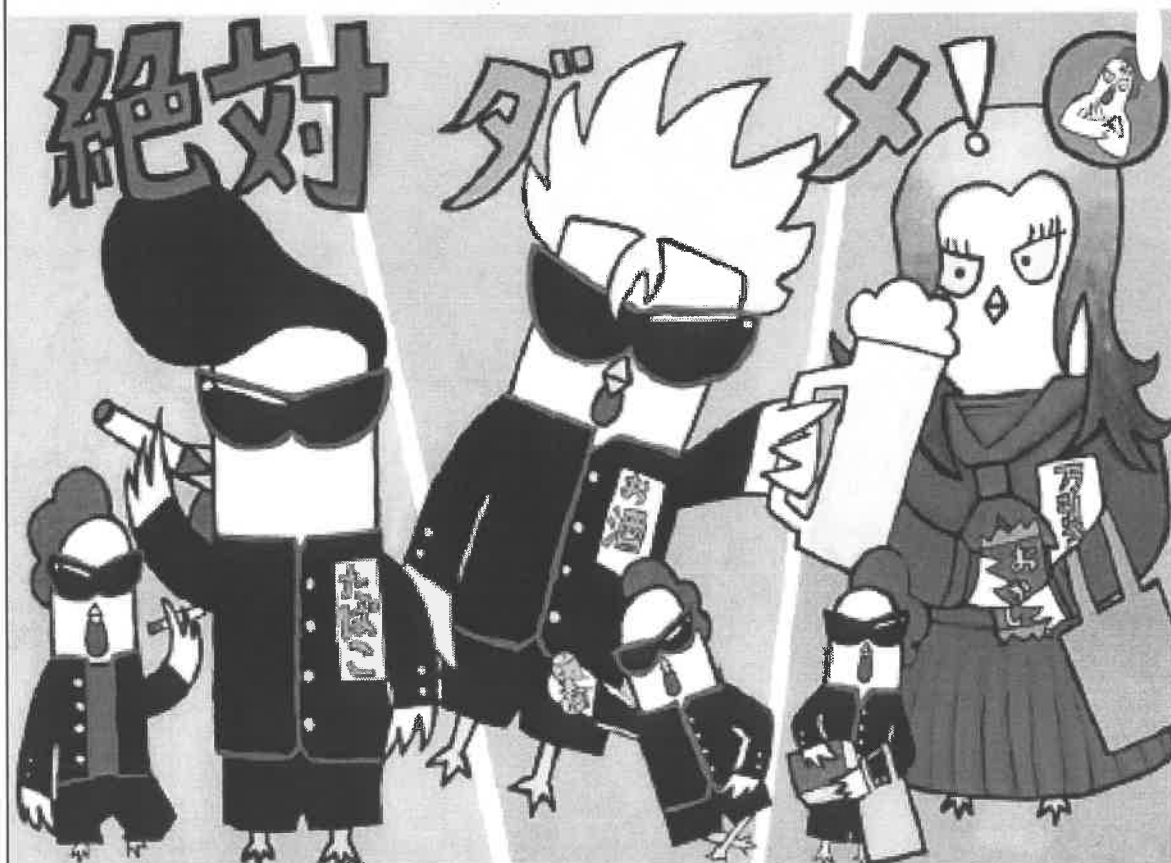
「スマホ・ケータイやインターネット等」のトラブルから、子どもたちを守りましょう。



伊丹市青少年を守る店連絡協議会
伊丹市少年育成協会・伊丹市保護司会
伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会
伊丹市立少年愛護センター

「環境浄化・非行防止」ポスター

みんなであつもう 非行の芽



万引きなど非行防止に
地域ぐるみでとりくもう
みんなで守ろう青少年に健全な環境

伊丹市青少年を守る店連総協議会 伊丹市少年育成協会 伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会 伊丹市立少年愛護センター

子どもと保護者のなやみの相談



〈電話相談〉月・火・木・金曜/10:00～19:00

水曜/10:00～17:30 土曜/13:00～17:00

〈来所相談〉平日/10:00～17:00

伊丹市立少年愛護センター



「なやみの相談」手渡しカード

ともだちや家族のこと、いじめや学校のことなど、
なやみごと、なんでもそうだんしてね。



しつけや子育て、不登校、
問題行動等、子どもに関する
様々な相談に応じます。



伊丹市
マスコット
たみまる
伊丹市立少年愛護センター

子どもと保護者の

なやみの相談



072-770-8742

電話相談 平日 10:00~19:00

水曜のみ 10:00~17:30

土曜 13:00~17:00

来所相談 平日 10:00~17:00

「自転車も交通ルールを守って安全に！」手渡しカード

自転車利用のみなさんへ！

自転車は「車両」です。 道路交通法を守りましょう。
ルールを守って快適に！

スマホ等をしながらの
運転は危険です。

※自転車乗用時の携帯電話の
使用は、道路交通法違反で
5万円以下の罰金

伊丹警察署・少年愛護センター

原則として
自転車レーンを
通行しましょう



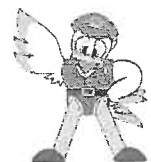
伊丹市マスコット たみまる

交通ルールを守って安全に！

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
 - 夜間は必ずライトを点灯
 - 運転中の携帯スマホ・傘さし運転・大音量での音楽などの聴取の禁止
 - 信号を守る・一時停止と安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

自転車は
くるまの
仲間です。



「青少年を守る店」協力店ステッカー



伊丹市立少年愛護センター相談事業について

伊丹市教育委員会事務局
生涯学習部社会教育課
伊丹市立少年愛護センター

《 中学校3年生のみなさんへ 》

まもなく卒業式を迎え義務教育を修了されるみなさん、ご卒業おめでとうございます。
4月からは、一人ひとりが自分の選んだ道を歩むことになりますが、それぞれの道で
ご活躍されることを願っています。

どのような道を選んでも新たな出会いや環境が待っていると思います。そして、時にはその変化に心や体が順応できず、様々な悩みを抱えることがあるかもしれません。

そんなとき、家族や親戚、友人、中学校の先生など、悩みを聞いてくれる人はいると思いますが、少年愛護センターでも豊富な知識と経験を持った相談員が、みなさんの悩みを聴いたり、アドバイスをしたり、必要に応じて進路先の方や中学校と協力して、解決できるように取り組んでいます。個人情報や秘密は厳守します。何か困ったことや気になることがあれば、下記の《 子どもと保護者のなやみの相談 》をご利用ください。きっとみなさんの力になれると思います。

《 保護者のみなさんへ 》

まもなく卒業式を迎える保護者のみなさん、ご卒業おめでとうございます。

伊丹市教育委員会では、平成2年から伊丹市教育長が各中学校区に2名の少年進路相談員を委嘱し、卒業後の一年間を対象に進路先での悩みの相談を受ける「少年進路相談員制度」を実施してきましたが、令和2年3月末で制度を終了し、以後は従来から実施している「少年愛護センター相談事業」の一環といたします。

つきましては、お子様がそれぞれの進路先で困難に出会ったり、悩みを抱えたりしているときには、ぜひ、下記の《 子どもと保護者のなやみの相談 》をご利用ください。豊富な知識と経験を持った相談員が対応し、必要に応じて進路先や中学校等と連携するなど、悩みの解決に向けて一緒に考えていけるものと思います。個人情報や秘密は厳守します。また、卒業後一年間の期限はなく、18歳まで（高校3年生含む）ご利用可能です。独りで悩まず、抱え込まず、どうぞお気軽にご相談ください。

《 子どもと保護者のなやみの相談 》

下記の方法にて、相談をお受けしています。

○電話相談専用ダイヤル：072-770-8742

〔月・火・木・金曜…10:00～19:00 / 水曜…10:00～17:30〕
〔土曜…13:00～17:00〕

○来所相談予約ダイヤル：072-780-3540

（平日…10:00～17:00）

○メール相談：少年愛護センターホームページのメール
フォームまたは右のQRコードから送信してください。



家庭のしつけ10ポイント

(伊丹市立少年愛護センター)

1. 一方通行の会話になっていませんか。
(親の立場で聞き、子の立場になって話しましょう。)
2. 励ましと温かさをもって話しかけていますか。
(ほめることによって、子どもにやる気を起こさせましょう。)
3. 叱るべきときに、きちんと叱ることができますか。
(真剣に身体ごとぶつかって聞かせましょう。)
4. 子どもの身のまわりや行動に注意をしていますか。
(子どもの行動に親は責任をもちましょう。)
5. 何ごととも母親まかせにしていますか。
(責任は二人にあります。父親も子育てに加わりましょう。)
6. 善悪のけじめをつけさせていますか。
(約束を守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。)
7. ものわかりのよすぎる親になっていませんか。
(つらさにも耐えるたくましい子に育てましょう。)
8. 日常のあいさつができますか。
(あいさつはしつけの第一歩です。
「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」を大切にしましょう。)
9. いろいろな生活体験を身につけさせていますか。
(自分のことは自分でする、さらに家事手伝いなどを通じて育つ力をつけましょう。)
10. 生活のリズムがくずれてはいませんか。
(目標をもたせ、計画的な責任ある行動を取らせましょう。)

育つ子と育てる心のふれあいを

伊丹市青少年を守る店連絡協議会
青少年健全育成シンポジウムより

伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地

(伊丹市立総合教育センター3F)

TEL (072) 780-3540

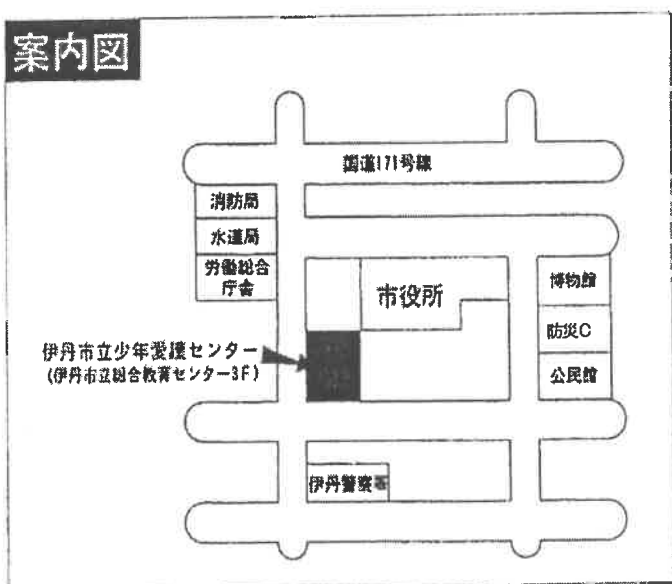
FAX (072) 770-9471

なやみの電話相談 (072) 770-8742

● 秘密厳守

- ◆ 平日 10:00~19:00 (水曜を除く)
- ◆ 水曜 10:00~17:30
- ◆ 土曜 13:00~17:00
- ◆ 日曜・祝日 留守番電話で対応

案内図



令和元年度 愛護活動概要

発 行 日 令和2年10月1日

発 行 者 伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL (072) 780-3540

FAX (072) 770-9471



itami